

那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 令和元年9月10日(水) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 勝村 晃夫
委員 君嶋 寿男 委員 綿引 孝光
委員 笹島 猛 委員 助川 則夫

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男
事務局長 寺山 修一 次長 飛田 良則
次長補佐 小田部 信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 宮本 俊美 行財政改革推進室長 平松 良一
行財政改革推進室長補佐 稲田 政徳 企画部長 大森 信之
秘書広聴課長 会沢 義範 秘書広聴課長補佐 海野 直人
シティプロモーション推進室長 高島 俊久 政策企画課長 益子 学
政策企画課長補佐 篠原 広明 政策企画G長 橋本 芳彦
総務部長 加藤 裕一 総務課長 渡邊 荘一
総務課長補佐 飛田 建 財政課長 茅根 政雄
財政課長補佐 石井 宇史 税務課長 柴田 秀隆
税務課長補佐 武藤 隆 収納課長 小林 正博
収納課長補佐 高島 啓子 支所長 堀口 才二
支所課長補佐 南波 三千代 市民生活部長 桧山 達男
防災課長 秋山 光弘 防災課長補佐 植田 徹也
防災G長 舘 政則 市民協働課長 玉川 一雄
市民協働課長補佐 田口 裕二 市民課長 片野 弘道
市民課長補佐 会沢 和代 環境課長 関 雄二
環境課長補佐 萩野谷 真 農政課長 平野 敦史
土木課長 今瀬 博之 都市計画課長 海老沢 美彦
建築課長 渡邊 勝巳 生涯学習課長 高安 政紀
スポーツ推進室長 柴田 真一 会計課長 清水 貴
会計課長補佐 鈴木 良一 消防長 山田 三雄
消防本部総務課長 大谷 貞章 消防本部予防課長 元木 利光
消防本部警防課長 小田部 茂生 東消防署長 寺門 博文
西消防署長 鈴木 将浩

会議に付した事件

- (1) 議案第53号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第54号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第57号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第58号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第60号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第61号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第64号 大宮地方環境整備組合理約の変更について
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
…原案のとおり認定すべきもの
- (9) 那珂市自転車活用推進計画策定方針について
…執行部より報告あり
- (10) (仮称)四中学区コミュニティセンターの建設地について
…執行部より報告あり
- (11) 下江戸地区の大規模太陽光発電について
…執行部より報告あり
- (12) その他
 - ・茨城県市議会議長会 令和元年度第1回議員研修会の参加者について
…綿引 孝光委員に決定
 - ・「議員と語ろう会」について
…当日の記録を基に確認

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 皆さん、おはようございます。総務生活常任委員会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは報告3件、議案が8件でございますけれども、決算がございますので、慎重かつスムーズな審議になればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って進めていきたいと思えます。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするなどご配慮願います。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。本日は総務生活常任委員会の出席ご苦労さまです。

一昨日からの台風15号によりまして、職員の皆様方、大変お疲れかと思えます。県内特に鹿嶋市から海岸沿い、そしてまた千葉県においてははいまだに停電をされているところがあるということで、被害を受けた方々にまずお見舞いを申し上げますとともに、那珂市でもただいまこの資料にもありますように、大木が倒れたり屋根が飛ばされたり多くの被害があった台風でありましたけれども、職員の皆さんの早急な対応については大変感謝しております。うちの近くでもこの資料に載っておりますけれども、神社の周辺で大木が倒れて、電話線に引っかかってしまって心配ということで、私のほうも役所のほうへ連絡させていただいたら、もう既に対応していただいているということで、本当に助かりました。これからも自然災害、いつどこで起きるかわかりませんので、今後とも職員の皆様方の災害に対する支援、そしてまた活動をよろしく願いをいたします。

本日は先ほども委員長から話がありましたように議案等を入れて11件が提出されておりますので、慎重なるご審議をお願いをいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。本日はご苦労さまです。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。本日は総務生活常任委員会にご出席、まことにお疲れさまでございます。

今議長からお話ありましたように、きのう早朝の台風15号につきましては、ほかの地域から見ますと那珂市については大きな被害はございませんでしたが、施設の雨漏りや倒木、これがかなりあったようでございます。それにつきましてはきちんと処理をしたところでございます。被害状況、経過につきましては、皆様にお配りしました資料のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

本日は決算を中心に議案8件、その他協議報告案件3件ということでございますので、

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙次第のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第 61 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います

財政課長 財政課長の茅根です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、一般会計補正予算の 1 ページをごらんください。

議案第 61 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、継続費補正になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、いい那珂サイクルプロジェクト推進事業、総額 490 万円、令和元年度 190 万円、令和 2 年度 300 万円でございます。

6 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正になります。

起債の目的、臨時財政対策債、補正後、限度額 6 億 4,132 万 7,000 円、起債の方法、利率償還方法については補正前と同じになります。

8 ページをお願いいたします。

歳入になります。

1 款市税、3 項軽自動車税、2 目環境性能割 137 万 8,000 円。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金、2 目民生費負担金 5,740 万 9,000 円の減。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、8 目教育使用料 515 万 2,000 円の減。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 1 億 587 万 8,000 円。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 7 万円。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金 3 万 1,000 円、2 目民生費県補助金 240 万 7,000 円。

9 ページをお願いいたします。

18 款繰入金、1 項繰入金、2 目他会計繰入金 2,894 万 3,000 円。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 9,665 万 1,000 円。

20 款諸収入、4 項雑入、2 目過年度収入 2 万 7,000 円、4 目雑入 288 万 8,000 円。

21 款市債、1 項市債、3 目土木債 1,220 万円、6 目臨時財政対策債 3,298 万 1,000 円。

22 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金 1,188 万

5,000 円。

10 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,054 万 9,000 円、5 目財産管理費 696 万 1,000 円、6 目企画費 2,047 万円、7 目コミュニティ費 82 万 5,000 円。

11 ページをお願いいたします。

11 目原子力対策費 3 万 1,000 円、12 目支所費 72 万円、14 目諸費 950 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 臨時財政対策債とはどういうあれですか。

財政課長 臨時財政対策債でございますが、こちらにつきましては、地方交付税の原資の足りない部分につきまして、地方と国で折半することになります。その内容としましては、半分が地方債として市で起債を起こして財源とするものでございます。

以上でございます。

笹島委員 半分は、じゃ国の 1,500 万くらいが市のほうで市債を起こすという意味ですか。

財政課長 はい、そのとおりでございます。3,200 万円が市債として発行するものでございます。

笹島委員 あとの 3,200 万が交付税としておりてくるという形ですか。

財政課長 こちらにつきましては、国が交付税特別会計で借り入れをするものでございます。

以上でございます。

笹島委員 何に使うんでしたっけ、これは。

財政課長 交付税の原資になります。

笹島委員 違う、こっちの起債したほうは。

財政課長 一般財源になります。

笹島委員 要するにショートしそうだから。予算がショートしそうだからというんで借り入れするという。目的はないわけですよ。

財政課長 こちらにつきましては、本来国が地方交付税として市町村に交付するべきものを財源が足りないので、地方で起債を起こしてほしいという制度でございます。

笹島委員 あとで交付税措置されるのかな、3,200 万というのは。一応ここでやっておいて。

財政課長 はい、そのとおりでございます。

笹島委員 いつごろになるの、それは。

財政課長 借り入れの次年度から交付税に算入されております。

笹島委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 61 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩(午前 10 時 12 分)

再開(午前 10 時 14 分)

委員長 再開いたします。

委員の皆様申し上げます。ここからは担当課ごとに所管の議案等の審議を行います。また、今回は決算の審議がございます。そのため、決算の質疑については説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから簡潔かつ明瞭に説明してください。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明を願います。

それでは、順次審議を行います。

消防本部が出席いたしました。

議案第 57 号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

消防本部総務課長 消防本部総務課課長の 大谷 です。ほか 7 名が出席しております。よろしくお願いたします。

消防本部警防課長 議案書の 62 ページをごらんください。

議案第 57 号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例。

那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月14日に公布され、成年後見制度を利用していることを理由として、資格、職種、業務等から一律に排除するのではなく、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する法律が示されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

63ページに改正条文、64ページから65ページに新旧対照表を添付しております。

66ページをお開き願います。

那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、議案第57号の提案理由と同じでございます。

改正本文につきましては、改正条文、見出し等、改正の概要の順にご説明いたします。

第4条、欠格事項といたしまして、第4条第1号の成年被後見人または被補佐人を削り、同条第2号中、「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号といたします。

第5条、分限といたしまして、第5条第2項第1号中、前条第3号を前条第2号に改めるものでございます。

附則につきましては、附則第1項の施行期日といたしまして、附則第1項の見出し及び項名を削るものです。

附則第2項、第3項及び第4項の経過措置といたしまして、附則第2項、第3項及び第4項の経過措置を削るものです。

改正条例附則、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これ成年後見制度って身寄りがない人のことを言ってるんだっけ。

消防本部警防課長 お答えいたします。

この成年後見制度ですけれども、病気とか事故などにより判断能力なんかができなくなった方のために家族とか裁判所などが援助者を選んで本人を保護する制度でございます。

以上でございます。

笹島委員 よく年配の方が認知症とか何か患って、その今言っていた預貯金とか何かを管理すると、それと一緒にですね、そうするとね。

消防本部警防課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 57 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 57 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 58 号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

消防本部予防課長 ご説明いたします。

議案書 67 ページをごらんください。

議案第 58 号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例。

那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和元年 5 月 24 日に公布され、令和元年 10 月 1 日に施行されることに伴い、本条例の危険物規制事務手数料 3 件を改正するものでございます。

議案書 68 ページをごらんください。

改正する条例の条文でございます。

続きまして、議案書 71 ページをごらんください。

改正する条例の概要についてご説明いたします。

改正理由は、提案理由と同じでございます。

改正本文につきましては、改正条文、見出し、改正概要の順にご説明いたします。

改正条文は、別表第 2 条関係です。

見出しは、法第 11 条の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所または取り扱い設置の設置許可に対する審査についてでございます。

改正概要は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請にかかわる規制事務手数料 3 件を改正するものでございます。

それでは、改正する事務手数料についてご説明いたします。

議案書 69 ページの新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後の手数料でございます。表中 2、(6)ウ、危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上、5 万キロリットル未満のもの手数料 158 万が 159 万に、同じく表中エ、貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満のもの手数料 194 万が 195 万に、同じく表中オ、貯蔵最大数量 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満のもの手数料 226 万が 227 万にそれぞれ改正するものでございます。

なお、那珂市管内において該当する屋外タンクはございません。

附則といたしまして、この条例は、令和元年 10 月 1 日施行といたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 58 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 58 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明を願います。

消防本部総務課長 決算書 174 ページをお開きください。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 8 億 4,346 万 4,649 円。不用額のうち主なものは、11 節需用費、不用額 125 万 4,783 円。理由としては、常備消防総務管理事業の光熱水費、電気料、水道料が主な不用額でございます。

その他記載のとおりでございます。

178 ページをお開きください。

非常備消防費についてご説明いたします。

2 目非常備消防費 3,229 万 5,897 円。不用額のうち主なものは、9 節旅費 176 万円。理由としては、消防団設置事業の消防団員の災害出場等に支給いたします費用弁償が主な不用額でございます。

その他記載のとおりでございます。

同ページ、下段になります。

消防施設費についてご説明いたします。

3目消防施設費 7,408万274円。

180ページをお開きください。

不用額のうち主なものは、18節備品購入費 39万1,498円。理由としては、決算主要施策調書 126 ページに記載されております常備消防車両整備事業の東消防署高規格救急車、消防本部火災原因調査自動車購入に伴う入札差金が主な不用額でございます。

その他記載のとおりでございます。

同ページ、中段になります。

水防費についてご説明いたします。

4目水防費 13万4,943円。

その他記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 179ページの非常備消防費の金額なんですが、不用額が250万ということなんですけれども、これ消防団員の設置事業費の出場時の費用弁償ということなんですけれども、費用弁償ってもう何年ぐらいこれ変動がなかったんですか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

議員ご指摘の費用弁償でございますが、この中に年報酬と旅費、出場報酬のほうがございます。これは前年度は176万不用額で計上になってございますが、火災の件数が少なかったのと、それにかかわる消防団員の出場人数が少なかったためでございます。あと、風水害等による災害も発生してないための不用額でございます。

以上でございます。

助川委員 消防団員の費用弁償、出場のときの出場手当というのは何年ぐらいずっと変わらないで現在に至っているんですか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

ただいまの質問は出場件数の件で……

助川委員 件数じゃない。

消防本部警防課長 金額で。

助川委員 金額、1人当たりの。

消防本部警防課長 1人あたりは今現在は2,800円でやっているんですが、かなり数年前から同額でやっております。

以上でございます。

助川委員 この金額が不用額に上がってきているのは、出場回数とか、それから災害とかも少なくなった関係でこの金額になったということなんだけれども、1日当たりの費用弁償、消防団員の1人の1回の出場でという金額は2,800円だと言っていますけれども、私、今から30年以上前に消防団員やっていたときも2,700円ぐらいだったような気がしたんだけれども、それからずっと変わってないのかな、100円ぐらいしか。

委員長 担当、いつから金額が変わってないかはわかりますか。同額ですずっと来ているか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

資料のほうがちよっと正確なものを手元にございませんで、正確にお答えすることは現在ではできません。

以上でございます。

委員長 助川委員、それでいいんですね。いつから変わってないということですよ。

助川委員 それはいいんですけども、消防団員の加入に当たってのそういった待遇みたいなもの、ほかの自治体と比べてほぼ同等なんですか。その費用弁償の手当みたいなのは。そういう出場に対しての、1件当たり。

消防本部警防課長 お答えいたします。

県内で市町村によって種別によってさまざまでございます。火災なんかで多いところでは1回につき5,000円とか、訓練なんかでは1,000円とか2,000円とかのさまざまでございますけれども、平均にいたしますと那珂市は大体平均ぐらいの数字でございます。

以上でございます。

助川委員 消防団員の確保はどこの自治体も高齢化なんかが進んでいて、消防団の活動に支障を来すというようなことに最近はそういうことも考えられるような時代になってしまっているようですけれども、そういうものも1つの要因になっているような気もするんだけれども、どうなんだろう。消防団員からそういうお話というのは上がってないんですか、これ。

消防本部警防課長 お答えいたします。

今現在は報酬に関するお話のほうはいただいております。

以上でございます。

委員長 ほかにございせんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

委員長 以上で消防本部所管の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時32分）

委員長 再開いたします。

税務課と収納課が出席いたしました。

議案第 53 号 那珂市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

税務課長 税務課長の柴田です。ほか 3 名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

収納課長 収納課長の小林です。ほか 1 名が出席をしております。どうぞよろしくお願いたします。

税務課長 それでは、議案書の 14 ページをごらんください。

議案第 53 号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

那珂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容としては、個人市民税の申告についての見直しと非課税対象の追加、軽自動車税、環境性能割の臨時的軽減措置と賦課徴収の特例の追加、軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し、法律改正に伴う項ずれの対応等を行うものです。

議案書の次のページ、15 ページから 19 ページまでが改正条例本文、20 ページから 39 ページまでが新旧対照表、40 ページから 42 ページまでが改正する条例の概要になってございます。

その次の 43 ページからの資料に基づきまして、主な改正内容を説明してまいります。

それでは、議案書 43 ページをお開き願います。

那珂市税条例の一部改正する条例について。

1、改正の理由は、先ほど読み上げたとおりの地方税法等の一部改正によるものでございます。

2、主な改正の内容でございます。（1）個人市民税、ア、個人市民税の申告について、年末調整を受けた給与に係る申告書記載事項の簡素化、年末調整を受けた納税義務者が市民税、県民税の申告書を提出する際には、各所得控除額については、地方税法施行規則で定める記載によることができる。こちらの規則で定める記載によるとは、市民税、県民税の申告書に控除の内訳の記載を省略して、控除合計額の記載によることができるものでございます。

次に、給与所得者、年金所得者に係る単身児童扶養者の申告。給与所得者、公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合に、扶養親族等申告書にその旨を記載することとする。単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでないものを言います。

イ、個人市民税の非課税措置。単身児童扶養者の非課税措置対象への追加。単身児童扶

養者の前年合計所得が 135 万円以下の場合に非課税となる。現在、個人市民税の非課税措置としましては、障害者、未成年者、寡婦等がございますが、これに単身児童扶養者を追加する改正でございます。

次のページをごらんください。

(2) 軽自動車税に関する改正でございます。ア、軽自動車税環境性能割について。令和元年 10 月 1 日から従来の自動車取得税は廃止になり、これにかわって軽自動車では軽自動車税環境性能割が導入されることに伴います所要の改正を行うものでございます。

まず、環境性能割の賦課徴収の特例の追加。自動車メーカーの不正に伴う環境性能割不足額の納税義務を自動車メーカーに課する措置の追加でございます。これにつきましては、環境性能割は自動車の燃費性能によりまして税率が変わってまいりますため、自動車メーカーの不正申告等により燃費性能を偽っていた場合、それによって発生する税額の差額不足額をメーカーに負担させるものでございます。令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得された自家用乗用軽自動車税の環境性能割の臨時的非課税軽減措置、環境性能割税率 1 % であるものを非課税、環境性能割税率 2 % であるものを 1 % に軽減する措置でございます。こちらは 10 月からの消費税の税率引き上げに伴い、その反動による消費の減少に対応するために、令和元年 10 月 1 日から 1 年間に限り、自家用乗用軽自動車の環境性能割を臨時的に 1 % ずつ軽減するものでございます。

イ、軽自動車税種別割について。先ほどの軽自動車税環境性能割の開始に伴いまして、従来の軽自動車税は軽自動車税種別割と名称が変更になってございます。現行の軽自動車税賦課徴収の特例（自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税不足額の納税義務を自動車メーカーに課する措置）を軽自動車税種別割の賦課徴収の特例として改めるものでございます。

令和 2 から 3 年度、軽自動車税種別割グリーン化特例（軽課）の整備。現行のグリーン化特例の適用期限の延長でございます。期間は次の下のとおりでございます。

令和 4 から 5 年度、軽自動車税種別割グリーン化特例（軽課）の整備。グリーン化特例の対象を電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限るものでございます。期間は次のとおりでございます。

3、施行期日。令和元年 10 月 1 日施行。ただし、改正規定によっては以下の期日から施行する。

次のページをお願いいたします。

4、経過措置。市民税に関する経過措置。軽自動車税に関する経過措置、いずれも改正規定の施行日以後の年度に適用し、それ以前の年度分についてはなお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 ちょっとわかりづらいんですけども、個人市民税と、それから軽自動車税の、ま
ず個人市民税、これは市民にとってどういうメリットがあるんですか。

税務課長 考え方としましては、子供の貧困対策ということで、未婚の児童扶養手当を受けて
いらっしゃる方にこれまで非課税措置が適用されていなかったものを所得が 135 万以下
の場合に令和 3 年 4 月 1 日から適用して非課税とすると。いわゆる未婚の親の貧困世帯
を救済といいますか、手厚くするという税制改正でございます。

以上でございます。

笹島委員 要するに貧困世帯の救済ということですよ。

税務課長 はい、そのとおりになります。

笹島委員 次の軽自動車税は、これは 1 年間だけだけれども、消費税の 1 %、2 %、それはあ
れじゃなく、この書いてある環境性能割というのはちょっとわかりづらいあれなんです
が、これは何ですか。

税務課長 これまで自動車、軽自動車も含めてですが、取得した場合、買ったときに自動車取
得税というものがかかっておりました。これが自動車税の税制改正によりまして、この
令和元年 10 月 1 日から大きく変わります。1 つには、軽自動車と普通車によって区分さ
れ、軽自動車につきましては、軽自動車環境性能割という名称で市に県から、県が代理
で徴収し、集めて市に納付してくる制度になるわけですけれども、それは自動車取得税
にかわるものでございます。ご承知のように、この 10 月、消費税が上がることによりま
して、いわゆる消費の冷え込み、自動車ですね、耐久消費財といいますか、なかなか長
持ちするものを先に入れてしまうということによる消費の冷え込みに対応するための国
の措置としまして、自動車取得税を令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで 1 年
間に限って 1 % ずつ軽くして、駆け込みで買わなくてもいいよというような感じの国の
制度設計といいますか、制度でございます。

笹島委員 じゃ、要はこの消費税導入することによって、10 月 1 日から景気の落ち込みをで
きるだけ避けようという国の方針で、1 年間に限って自動車取得税をこのようにします
という、そういうことだけですよ。結論は。

税務課長 1 つにはおっしゃるとおり、消費税の対応という部分で特例的に 1 年間だけ 1 % 軽
くするという部分と、さらには環境に配慮した、いわゆる燃費性能にすぐれている軽自
動車の税率を軽くするという部分がある。その後ろの部分の改正でございます。

委員長 よろしいですか。

笹島委員 はい。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 53 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 53 号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、歳入の所管の部分について一括して説明を願います。

税務課長 それでは、決算書の 16、17 ページをお開き願います。さらに決算主要施策調書では 23 ページ、24 ページあたりになります。ごらんください。

それでは款項、収入済額の順に説明してまいります。

1 款市税、1 項市民税、収入済額 30 億 745 万 4,903 円、収納率は 97.2%。前年と比較しますと 0.4 ポイントの増でございます。市民税は個人市民税と法人市民税の合計になっております。

2 項固定資産税、収入済額 32 億 6,790 万 2,857 円、収納率は 96.2%、前年と比較しますと 0.4 ポイントの増でございます。固定資産税は固定資産税と国有資産等所在市町村交付金及び納付金の合計額となっております。

3 項軽自動車税、収入済額 1 億 6,939 万 7,425 円、収納率は 91.1%でございます。前年と比較しますと 0.1 ポイントの減でございます。

4 項市たばこ税、収入済額 3 億 7,452 万 4,624 円、収納率は 100%、収入済額は前年と比較いたしまして 1,363 万 6,979 円の減でございます。

5 項都市計画税、収入済額 3 億 955 万 165 円、収納率は 96.0%、前年と比較しますと 0.2 ポイントの増でございます。

歳入につきましては以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これ年々たばこ税って落ち込んでいるのかな。今回 1,300 万と言うけれども。

税務課長 ご承知のように、健康志向、さらには喫煙環境が厳しくなっている状況、さらには増税等もございまして、年々大変落ち込んでいる状況でございます。

笹島委員 たばこの値段が上がれば、その分市町村のほうに増額になるのかな、それは。

税務課長 たばこ税という、もう決まった税率で本数換算で市に入ってくるものというものが
ございます。ですから、ご指摘のように、本数、売れる箱数、本数が減れば税収も減る
という流れにはなってくると思われま。

以上でございます。

委員長 ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の所管部分について一括して説明を願います。

税務課長 それでは、決算書の 92、93 ページ、さらに決算主要施策調書の 23、24 ページを
ごらんください。決算書 92、93 ページでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、支出済額 5,264 万 1,898 円。

諸費について説明を申し上げます。

右側の備考欄の丸印、上から 5 番目に記載されております市税等過誤納還付金でござい
ます。2,941 万 3,322 円、このうち税務課所管のものとして 1,938 万 1,636 円
ございました。法人市民税の確定申告による還付及び個人の市税の課税更正による市税
の還付でございます。

続きまして、94、95 ページ、款項目、支出済額の順に説明申し上げます。

2 款総務費、2 項徴税費、支出済額 2 億 4,784 万 9,067 円、1 目税務総務費、支出済
額 1 億 7,540 万 4,774 円。税務総務費は職員人件費、税務総務事務費、固定資産評価審
査委員会設置事業の 3 事業でございます。このうち固定資産評価審査委員会設置事業は、
総務課所管の事業となっております。税務総務費の不用額 565 万 3,226 円、主なもの
は職員人件費の執行残額でございます。

続きまして、94、95 ページの下段をごらんください。

2 目賦課徴収費、支出済額 7,244 万 4,293 円、賦課徴収費は賦課事務費、徴収事務費、
固定資産税課税台帳整備事業の 3 事業でございます。賦課徴収費の不用額 660 万 2,707
円でございます。主なものとしましては、役務費、委託料と賃金の執行残額でございま
す。税務課所管の部分といたしましては、役務費で通信運搬費の郵送料が不用残となっ
てございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩（午前 10 時 55 分）

再開（午前 10 時 56 分）

委員長 再開いたします。

財政課が出席いたしました。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、歳入の所管部分について一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか 3 名の職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、決算書 16 ページをお願いいたします。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

一番下になります。2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税 7,796 万円。

18 ページをお願いいたします。

2 項自動車重量譲与税 1 億 9,204 万 5,000 円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金 1,024 万 3,000 円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金 2,339 万 9,000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金 2,018 万 8,000 円。

6 款地方消費税交付金。

20 ページをお願いいたします。

1 目地方消費税交付金 9 億 832 万 8,000 円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金 153 万 9,384 円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金 7,421 万 2,000 円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金 4,298 万 3,000 円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税 38 億 2,349 万 2,000 円。

11 款交通安全対策特別交付金。

22 ページをお願いいたします。

1 項交通安全対策特別交付金 676 万 5,000 円。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金 2 億 7,272 万 2,360 円。

24 ページをお願いいたします。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料 1 億 4,600 万 8,932 円。

26 ページをお願いいたします。

2 項手数料 3,396 万 4,140 円。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金 19 億 1,135 万 4,138 円。

28 ページをお願いいたします。

2 項国庫補助金 4 億 6,363 万 8,813 円。
32 ページをお願いいたします。
3 項委託金 1,393 万 687 円。
15 款県支出金、1 項県負担金 8 億 5,487 円。
36 ページをお願いいたします。
2 項県補助金 4 億 8,642 万 5,392 円。
40 ページをお願いいたします。
3 項委託金 1 億 356 万 6,567 円。
42 ページをお願いいたします。
16 款財産収入、1 項財産運用収入 1,399 万 9,082 円。
44 ページをお願いいたします。
2 項財産売払収入、4,390 万 6,031 円。
17 款寄附金、1 項寄附金 2,022 万 2,500 円。
46 ページをお願いいたします。
18 款繰入金、1 項繰入金 5 億 7,747 万 1,383 円。
19 款繰越金、1 項繰越金 10 億 2,953 万 936 円。
20 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料 3,028 万 7,585 円。
48 ページをお願いいたします。
2 項市預金利子 2 万 6,890 円、3 項貸付金元金収入 1,176 万 2,194 円。
50 ページをお願いいたします。
4 項雑入 4 億 7,463 万 8,805 円。
52 ページをお願いいたします。
一番下になります。21 款市債。
54 ページをお願いいたします。
1 項市債 21 億 7,170 万 9,000 円。
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 44、45 ページの財産収入ですか。これは 4,200 万と土地が 670 万、違うか。建物
ね。4,300 万かな。これは何のあれですか。

財政課長 財産の売払収入につきまして、不動産収入 4,200 万につきましては、上菅谷、下
菅谷等の土地を 14 件売却いたしました金額になります。建物の売り払につきましては、
本米崎の旧学童施設を売却した値段でございます。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、上菅谷と下菅谷の区画整理やったと、このあれ。

財政課長 はい、上菅谷につきましてはそのとおりでございます。

笹島委員 その残った残地のほうを売り払ったかな、これは。

財政課長 保留地処分にしてあったところでございます。

笹島委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の所管部分で2款総務費について説明を願います。

財政課長 66 ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費 1,229 万 1,389 円。

68 ページをお願いいたします。

5目財産管理費 1億 2,084 万 1,133 円。

92 ページをお願いいたします。

13目財政調整基金費 1,069 万 7,163 円。

14款諸費 5,264 万 1,898 円のうち備考欄中段になります。ふるさと寄附金ふるさとの
便り事業 925 万 9,565 円になります。こちらにつきましては、施策調書、21 ページにな
ってございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費について説明を願います。

財政課長 238 ページをお願いいたします。

11款公債費、1項交際費、1目元金 16億 8,452 万 7,239 円、2目利子 1億 921 万
9,721 円、3目公債諸費ゼロ。

12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費ゼロ。2項土地開発基金繰出金、
1目土地開発基金繰出金ゼロ。

13款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

再開を 11 時 20 分といたします。

休憩（午前 11 時 07 分）

再開（午前 11 時 21 分）

委員長 再開します。

総務課と瓜連支所が出席をいたしました。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、1 款議会費について説明願います。

総務課長 総務課長の渡邊でございます。ほか 3 名が出席しております。

支所長 瓜連支所の堀口と申します。ほか 1 名出席しております。よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、決算書の 58 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出 1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費でございます。支出済額 1 億 8,715 万 5,740 円でございます。主な不用額でございますが、1 節の報酬 152 万 9,036 円につきましては議員報酬の残額でございます。それから、3 節職員手当等の残額 237 万 6,481 円は議員手当の残でございます。次に、9 節の旅費につきましては 239 万 9,690 円の残となっております。続いて、13 節の委託料 124 万 681 円の残につきましては、会議録作成の残金でございます。最後に、19 節負担金、補助金及び交付金 134 万 5,734 円の残につきましては、主に政務活動費の精算によるものでございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 続きまして、総務課と瓜連支所の所管を一括して説明を願います。

総務課長 続きまして、決算書の 60 ページをお開き願います。それから、決算の主要施策調書の 14 ページからが総務課になっておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、決算のほうを説明させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。支出済額が 10 億 2,491 万 8,695 円でございます。不用額が 4,626 万 1,305 円となっておりますが、不用額の内容につきましては、職員給与の残、あとは職員手当等の残、それから賃金として臨時職員の賃金等の残が主なものでございます。

続きまして、92 ページをお開き願います。

14 目の諸費になります。支出済額が 5,264 万 1,898 円でございます。このうち総務課

所管の部分につきましては、右端の備考の欄の諸費事務費の 377 万 665 円、それから自衛官募集事務の 10 万 532 円が総務課所管の決算の部分でございます。

続きまして、94 ページをお開き願います。

2 項徴税费、1 目税務総務費でございます。支出済額が、ここも大きいんですけども、1 億 7,540 万 4,774 円でございますが、総務課所管の部分はその右側の備考の固定資産評価審査委員会の設置事業費でございます。こちらが 15 万 4,320 円が総務課の所管の部分でございます。

続きまして、98 ページをお願いいたします。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、支出済額 936 万 5,058 円でございます。こちらは選挙管理委員会の事務費等でございます。

続きまして、100 ページをお開きいただきたいと思えます。

2 目選挙啓発費、支出済額が 19 万 8,180 円でございます。

続きまして、3 目茨城県議会議員選挙費でございます。支出済額が 1,813 万 4,652 円でございます。茨城県議会議員の選挙費でございます。

続きまして、4 目の那珂市長選挙費でございます。支出済額が 385 万 8,218 円でございます。那珂市長選挙費でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。102 ページですね。

5 目になります。那珂市議会議員補欠選挙費でございます。支出済額が 521 万 1,516 円、那珂市議会議員の補欠選挙の費用でございます。

以上でございます。

支所長 それでは、決算書の 90 ページをお開き願いたいと思えます。90 ページになります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、12 目支所費 4,457 万 3,139 円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 ちなみに自衛官は毎年どのぐらい那珂市内で入隊者というか、そういう方がおられるんですかね。

総務課長 すみません、お待たせしました。昨年、平成 30 年の状況でございますが、申し込み者が 31 名ございまして、実際入隊したのが 6 名というような状況となっております。

以上でございます。

助川委員 毎年ゼロということはないんですかね。

総務課長 はい、ゼロということはないというふうに聞いております。

助川委員 負担金等は、これは毎年同額なんですか。

総務課長 こちらの自衛隊のほうの負担金でございますね。はい、これはそうです、毎年同額でございます。

委員長 よろしいですか。

助川委員 はい。

委員長 ほかになければ……

笹島委員 ちょっと支所費について聞きたいんだけど、これは本庁があつて支所がありますよね。人件費というのは臨時職員じゃなく、正職員も向こうの分のを払っているという形をとってるの、これは。

支所長 職員人件費につきましては、支所の場合、職員につきましては総務課のほうで予算を組んでおりまして、臨時職員につきましては支所のほうで予算を計上しております。

笹島委員 あと一つ、委託費というのは、でいいんだよね、臨時職員か何かですよ、間違いないかね。

支所長 委託費につきましては施設清掃、施設の警備、あとは緑化管理等の委託経費になっております。

笹島委員 じゃ、それも分けているわけですね、それもね。本庁とあれはね。そうですね。

支所長 はい。

笹島委員 あと分けているものは何ですか、そうするとほかには。

支所長 今申し上げました……

笹島委員 2つだけ。

支所長 施設清掃、警備、緑化管理等は全て本庁のほうとは分けております。

笹島委員 そうすると、人件費と委託費だけ分けて、ほかはどう。あとは分けているものはないんですか。

支所長 今申し上げました支所費につきましては、全て支所の管理につきまして本庁とは別に支所で計上しているものでございます。

委員長 挙手をしてから発言してくださいね。

笹島委員 申しわけございません。終わりました。

委員長 以上ですか。

なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩（午前 11 時 33 分）

再開（午前 11 時 35 分）

委員長 それでは、再開いたします。

行財政改革推進室及び関係課が出席いたしました。

議案第 60 号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

行財政改革推進室長 行財政改革推進室長の平松でございます。ほか関係各課の職員が出席をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 75 ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第 60 号になります。使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございます。消費税の税率の改正や社会経済情勢の変化を踏まえまして、第 4 次那珂市行財政改革大綱実施計画に基づき、受益者負担の適正化の観点から各種使用料及び手数料の見直しを行うため、関係条例を整備する条例を制定するものでございます。

主な改正内容としましては、那珂市手数料条例の手数料の額の改正、那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例、那珂市公民館の設置及び管理に関する条例、那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例及び那珂市都市公園条例の使用料の額の改正を行うものでございます。

次のページ、76 ページから 85 ページが改正の条文となっております。

76 ページは第 1 条で那珂市手数料条例の一部を改正するもので、各種手数料の一部を改正するというところでございます。

79 ページ、第 2 条は那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例になります。

次、80 ページ、第 3 条は那珂市公民館の設置及び管理に関する条例と第 4 条といたしまして、那珂市農業活動拠点施設設置及び管理に関する条例でございます。こちらは芳野農産工房が該当することになります。

次、81 ページになります。第 5 条は那珂市都市公園条例になりまして、こちらは那珂総合公園や中谷原公園のテニスコートの部分になります。

全体としまして各施設の使用料の一部を改正するものでございます。

次に、84 ページをごらんください。

第 6 条は那珂市手数料条例の一部を改正するものになりまして、第 1 条で改正されました手数料のうち住民票の写し、印鑑登録証明書、課税に関する証明書、所得に関する証明書等につきまして、令和 4 年 4 月 1 日より手数料を改正するものでございます。施行期日につきましては、第 1 条から第 5 条までの条例が令和 2 年の 4 月 1 日から施行ということになります。

続きまして、次、86 ページから 98 ページが新旧対照表になります。右側に現行が入りまして、左側は改正後の案となっております。

次の99ページから100ページが条例の概要となっております。

それでは、料金の見直しの概要等につきまして説明をさせていただきたいと思っております。次のページの101ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、見直しに当たりましての背景としまして大きく2点ほどございます。まず1点目は、平成20年4月に使用料と手数料の改正を行って以降10年以上が経過をしております。その間、各施設の管理運営経費や消費税率の引き上げなど、社会経済情勢も変化しております。受益者負担の適正化の観点から第4次那珂市行財政改革大綱実施計画では、消費税率の引き上げの時期に合わせて見直しを行うというふうにしてございます。

2点目といたしましては、平成31年4月に総務省より消費税の引き上げに伴う公の施設の使用料、利用料等の対応についての通知がございました。消費税率の引き上げに伴い、消費税が適正に転嫁されるように求められておるところでございます。

次、2番の検討の状況についてお話をさせていただきます。本年6月の議会の総務生活常任委員会で見直しの方針等について説明をさせていただいた以降につきまして、副市長を代表幹事とし、課長で構成されます行財政改革推進本部の幹事会、市長を本部長とし、部長で構成されます行財政改革推進本部会議、学識経験者として、元大学教授を会長とし、市民の関係団体の代表で構成されます行財政改革懇談会で検討を行ってまいりました。

3の新料金算定の考え方でございます。今回の見直しでは、主に3つの視点を持って見直しを行っております。まず1つ目は、使用料及び手数料の中には法令、その他の基準等によりまして、料金や算定方法が定められているものがあります。それらを除いた行政サービスにおける使用料と手数料について見直しを行ってございます。その見直しの際には、今回の消費税率の引き上げ2%を単純に上乘せするという方法ではなくて、使用料と手数料の見直しの統一の基準というものを設けまして、その基準に従いまして見直しを行いました。その結果、料金が増額になるものと減額になるものと変わらないものというふうに分類されました。具体的には、統一的な計算方式によりまして、行政サービスの提供に係る料金の原価というものを算出しまして、次に、行政サービスの性質による分類に応じまして、行政の負担と受益者の負担の負担割合というものを設けまして、また、急激な市民の負担の増加防止や近隣自治体との均衡ということも考慮しながら料金のほうは算定をさせていただきました。

2つ目といたしましては、料金体系の見直しを行っております。統一基準に基づきまして算出をしました金額からさらに激変緩和であったり、施設ごとの調整を行っております。具体的には、例えばふれあいセンターの各施設の料金体系を同一料金に調整したほか、現行料金を参考に午前、午後、夜間、全日の料金の割合の調整なども行っております。また、総合公園における面積割で貸し出しをしている施設の料金につきましては、面積の割合に比例するような料金体系の調整も行ってございます。

3つ目といたしましては、手数料の見直しにおいて、市民の皆様の利便性の向上とマイナンバーカードの普及促進の観点から、多機能端末機を使いまして、コンビニで交付を受ける証明書のうち、既にコンビニ交付を行っている住民票の写しや印鑑登録証明書に加えまして、年内に新たにコンビニ交付が可能となります所得証明や課税証明につきましても新たな料金を設けております。改正後の新料金としまして1件当たり 350 円に手数料がなるところを、2年間を限度としまして1件当たり 200 円で交付をできるようにしたいと。その後、3年目以降については 300 円で交付するというふうに考えてございます。

2年間を限度とした理由につきましては、例えば扶養手当等の申請に必要な所得証明や課税証明などにつきましては、毎年職場に提出する必要がございます。その際に、市の窓口に来庁せずに勤務先や御自宅の近くのコンビニで取得できますコンビニ交付というものを普及させることで、市民の利便性の向上につなげていきたいというふうに考えております。そのためには窓口に来られた方にマイナンバーカードの取得やコンビニ交付につきまして周知をしていくというふうに考えておりまして、マイナンバーカードの交付には申請から交付まで一定の期間を要しますので、次回の証明書の交付の際にご利用いただくというためにも2年間は必要であるというふうに考えているところでございます。

また、一方、対象期間を長く設定しますと、市の財政にも大きな影響を与えるということで、2年間を限度として 200 円での交付というふうにさせていただいたところでございます。

続きまして、次の 102 ページをごらんいただきたいと思っております。

今後のスケジュールになります。本会議で議決等をいただきましたらば、10 月から新料金への対応ということで、市民の方や利用者の方に周知を図っていきたく思っております。令和 2 年 4 月 1 日に新料金を施行したいというふうに考えてございます。

なお、近隣の市町村の見直しの検討状況について説明をさせていただきます。確認をさせていただいたところ、水戸市を除くひたちなか市、常陸太田市、常陸大宮市、東海村では使用料につきまして見直しを行う予定と伺っております。改正の時期につきましては、本年の 10 月 1 日と令和 2 年 4 月 1 日に分かれているところでございます。

次の料金を見直した結果について説明をさせていただきます。

これにつきましては、A 3 になりますので、次のページになります。資料の 1 と書いてあります A 3 の横になりまして、令和 2 年度使用料、手数料等の見直し概要になりまして、右下に 1 ページという記載がございます。表の 1、利用料金見直し等の区分のとおり、料金徴収がありまして、令和 2 年度に見直すものの統一基準により見直すものから無料施設等で見直しを行わないもの g 料金徴収を行わないものの 7 つの区分に分類をさせていただいておりまして、その中で a の統一基準により見直すものと b の他の法

令、その他自己基準により見直すものの合計 19 件について見直しを行ってございます。

資料の次の次になります。3 ページをごらんいただきたいと思います。表の 2、料金の見直し結果になります。この表におきまして、使用料では施設の各部屋の貸し出し時間帯を、また手数料については各証明書を 1 項目としております。統一基準で見直すもの計 284 項目と他の法令その他の自己の基準により見直すもの計 1 項目の合計 285 の項目について見直しを行ってございます。その結果、増額となるものが 181 項目、減額となるものが 79 項目、変わらないものが 25 項目となりました。具体的な名称等につきましては 2 ページで一覧表で示させていただいております。

3 ページの中段、増減額の試算におきましては、平成 29 年度の決算額と比較をさせていただきまして、全体として 444 万 9,000 円の増というのを見込んでいるところでございます。その下の増減率では、増減額をもとに試算をしております、全体で 7.5%の増を見込んでいるところでございます。

内訳といたしましては、使用料が 3.7%、手数料が 10.4%でございます。今回の見直しの考え方といたしまして、前回の消費税率が 5%から 8%に引き上げられましたときには見直しができませんでした。今回はそれを含めまして 5%から 10%への引き上げというものを 1 つの基準と考えておきまして、5%を 1 つの目安というふうにご覧させていただいております。また、前回の見直しでは料金の単価を 100 円単位としておりましたが、今回の見直しでは 1,000 円未満につきましては 50 円単位としまして増減額の縮減に努めております。手数料は金額が比較的少額になるために、例えば 300 円が 350 円に改正されますと 16.7%の増となりまして、50 円の値上げでも増加率が大きくなるというような傾向がございます。

今回 50 円単位にさせていただいた理由につきましては、手数料におきまして現在住民票の写し等を郵便で請求をしていただく場合、料金につきましては郵便の定額小為替を同封していただいております。この定額小為替の最少金額が 50 円となっております、新料金が 50 円よりも少額になる場合にはおつりを現金書留等でお返しするというようなことも発生しまして、より事務が煩雑になるということもありますので、1,000 円未満につきましては 50 円単位ということで考えさせていただきました。

増減額及び増加率の内訳につきましては、次のページの 4 ページに新料金による増減額の試算ということで記載をさせていただいております。

次の 5 ページから 12 ページは a の統一基準により見直すものの使用料について、新料金の積算根拠を記載した表になります。ふれあいセンターの 3 施設、総合センターらぼーる、農業活動拠点施設の農産工房、中央公民館、那珂総合公園につきまして記載をしているところでございます。

次の 13 ページから 14 ページにつきましては、a の統一基準により見直すものの手数料について新料金の積算根拠を記載した表になります。

続きまして、15 ページをごらんいただきたいと思います。

bの他の法令、その他自己の基準により見直すものの手数料について記載をさせていただいております。見直しの対象は1件となっておりまして、開発行為、建築等に関する証明になります。こちらは400円が5,000円と増額幅が大きくなってございまして、この証明は60条の証明と言われまして、建築確認申請の際に必要な証明でございまして、これに係る事務の時間から算出をさせていただきますと5,417円ということになりまして、実際に必要となる額と現在の料金が離れておりますので、受益者負担の観点から5,000円に見直すというふうにご覧いただけます。

なお、近隣の市町村では水戸市と東海村でも既に現行料金として5,000円で徴収をしているところでございます。

続きまして、16ページから19ページは施設ごとに使用料の現行料金と新料金の比較をわかりやすく表にしたものでございます。

続きまして、20ページから21ページは手数料の現行料金と新料金について近隣の市町村の現行料金と比較をした表になります。

それでは、20ページの手数料の現行料金、新料金、他市町村比較をごらんください。

例えば表の中段、市民課の住民票の写しでは、現行料金の300円が新料金では350円になります。近隣市町村との比較では、水戸市の350円と同額となる予定でございまして、

それでは、22ページをお開きください。

新料金の計算例のaの統一基準により見直すものを使用料をもとに、ふれあいセンターよしのの会議室を1つの例に新料金の積算根拠につきまして説明をさせていただきます。

会議室は9時から12時30分、13時から16時30分、17時から21時30分、そして1日を通して利用する9時から21時30分の4つの区分に区分されているところでございます。

9時から12時30分の欄をごらんください。Eの現行料金600円は改正前の現行料金をあらわしてございまして、Dの料金の原価2.8円は、見直しの統一基準によりまして各ふれあいセンターの料金を統一するために、ふれあいセンター3施設を合算しまして、平成27年度から29年度の3カ年の平均額の管理運営経費に消費税率2%を加算し、減価償却費を加えてございまして、それを総貸し出し面積と年間の使用可能時間で割ったものになります。単位は円で、1時間1平米当たりとなっております。

その隣の性質による調整値3.46は、屋内施設と屋外施設、日中や夜間、また調理室等に係る経費には差があるというようご意見をいただきましたので、それらをもとに性質による調整を行うために設けさせていただいた数値になります。

次のD、料金原価に性質による調整値を掛けたものがD1、調整後の料金原価9.7円になります。こちらの9.7円にFの貸し出し時間3.5時間とGの貸し出し面積66.9平米を掛けたものがHの料金基本額2,271円になります。それに統一基準の中で示されてお

ります受益者負担割合 50%を掛けますと 1,135 円になります。統一基準では 1,000 円以上は 100 円単位としておりますので、また、1,000 円未満は 50 円単位としておりますので、下段の J、算定料金 1,100 円というふうになります。そして、E の現行料金 600 円と比較をしますと 500 円の差が出てまいります。これを増減額で見ますと、83.3%の増ということになります。統一基準では上限改定率を設けておりまして、現行料金が 500 円を超過している場合には、プラスマイナス 20%としておりますので、現行料金 600 円に K の上限改定率 20%を加算したものを計算しますと 720 円になります。これから L の新料金をそこから 700 円としておりまして、新料金 700 円と現行料金との差が 100 円ございます。増加率で 16.7%になってございます。これらを再度圧縮する緩和措置をとらせていただきまして、増減額を 50 円とさせていただいて、最終的な新料金を 650 円というふうにさせていただいているところでございます。

同様の計算を一番下の段につきましても 1 日を通して利用する時間につきましても調整をさせていただきまして、それに調整率 75%を掛けまして、新料金が 1,700 円となっております。現行料金に比べて 100 円の減という形になってございます。

また、ふれあいセンターの同種の同じような仕様の部屋につきましては、料金はふれあいセンターよこぼり、ごだいも同額というふうにさせていただいております。

説明につきましては以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 これは公共の施設は隣接というか、15 市町村でしたか、同一料金にするというようなことで協定を結ばれているわけですが、今回の改定に関してもそれが当然有効の形になって同一料金という形で使っていただくようなことになると思うんですけども、それは今までと同じ形でいかれるわけですか。

行財政改革推進室長 今ご質問ありましたとおり、県央地域の首長懇話会で構成されます市町村の中の広域利用のお話になるかと思うんですが、対象は 9 市町村になるかと思えます。これにつきましては、引き続き新料金になりましても、そちらに住所をお持ちの方は那珂市の方と同じ扱いということになります。

以上でございます。

助川委員 あと、近隣あるいは隣接の自治体と比べて同様の施設の場合に差ができてしまっているというような施設あるいは手数料等の金額に関しましては、先ほど 5,000 円なんですか、あったのは。かなりの増額になってしまったようなところ、水戸市と東海村と同額にしたということもあるようでありますけれども、その辺のところのご理解は市民の皆さんから説明するときに大変な説明をしなくちゃならないと思うんですけども、そういったわかりやすい説明をするためにはどういうことを市民の皆さん方にお話しすれ

ばよろしいのかアドバイスいただければと思うんだけども。

行財政改革推進室長 今回の今ご質問いただきましたのは、開発行為に関する証明の部分で金額が大幅に上がったということになるかと思います。ここにつきましては、特殊な申請に関する添付の書類等になりますので、その中身の具体的なものにつきましては、担当課のほうからちょっと説明をさせていただきたいと思います。

建築課長 建築課になります。

ただいまご質問ありました 60 条証明でございますが、建築の開発の既存の部分の行為に添付する資料という形であります。こちらに関しましては、不特定多数の方がご利用するものではなく、その行為が必要な方の特定される方だけが必要となる書類でございます。今回の統一基準の中では受益者負担を 100%いただくというような基準で算定を求めたものでございます。

今回の根拠となるものなんですけれども、申請書の受け付け業務、こちらから現地を確認いたしましたして、その出てきた書類の内容を審査し、訂正箇所があれば、その訂正箇所を連絡をし、再度確認をして、最終的に 60 条証明を発行するというような流れになります。こちらに要する時間、最短のもので計算いたしますと、おおむね 95 分程度の時間が一番簡単なものでも必要になるというような形で算出をさせていただきました。これに統一基準のほうで求めました平成 27 年から平成 29 年度までの人件費の 1 分間当たりの単価、こちらが 55.8 円となりますので、これを掛けたところ、5,301 円というような人件費の算出根拠となっております。これに加えまして、必要な印刷代、燃料代、通信費等の合計が 116 円という形で我々のほうで算出いたしましたので、人件費と経費の合計額としまして 5,417 円が最少の時間数の業務量の中で必要というふうに算出した金額でございます。あくまでもこちらにつきましては、非常に簡単に事務の複雑なものではないというような根拠をもとに算出した時間でございますので、各申請される方々の内容によってはもっと複雑な案件もございますので、この辺についてはまた時間のほうが必要になってくるというふうに思われます。

また、事前にご相談とか、あとは事前に協議をされるようなものについての時間はまだ考慮しておりませんので、こちらのほうの現在の中ではどちらの方が出されても最低でも 5,417 円の費用はかかってくるというような考えの上で積算のほうをいたしました。

説明は以上になります。

助川委員 手続の関係上、時間もかかる、あるいはまた、開発行為に関する許可の申請者のみにかかわる手数料の増になるということに関しては、そういうことはわかるんだけども、12 倍以上の値上げに今までよりも、今までどうしてやってきたんですかと、こういうことの形を当然そういうお話になった時点では、それぞれ全員の方が開発行為に関しては関係する事案ではないかもしれないけれども、わかりやすい形で説明するために、多分今お話いただいたようなことを申し上げる形に、私どもがそういうことを仮に聞か

れた場合にはそういう説明をしなくちゃならないんだろうけれども、それにしてもこれだけの金額の新料金になるわけですから、もっとインパクトのある形で説明ができるような文言を教えていただければありがたいと思うんだけども。

委員長 どなたか。

助川委員 それに加えて、ほかの自治体、隣接で那珂市と同じぐらいの金額でやられている自治体もあるわけですね。そういうことのお話を出された場合に、那珂市はこういう事情でこの金額にしたんだということのわかりやすい説明をお話できるようなものがあれば一番いいと思うんだけども。

行財政改革推進室長 この証明につきましては、先ほど説明させていただきましたように、東海村も水戸市もこの料金で実際やっているということがございます。やはり今回見直しの中には積算根拠の中でこれだけの時間が必要になってくるということがございますので、そこのご質問ありましたように、これから説明するに当たっては、そういった実際やられている市町村からもいろいろ情報を得ながら、なおかつ市民の皆様方にわかりやすい説明ができるように、そういったものを情報収集もしながら、そういった広報もPR活動もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

助川委員 はい。よろしく申し上げます。

委員長 ちょっとちなみによろしいでしょうか。この開発許可申請だけは年間にどのくらいあるんですかね。

行財政改革推進室長 こちらの 60 条証明ですけれども、大体年間平均で 20 件程度になります。

委員長 はい、わかりました。

そのほかございませんか。

副委員長 平野のところにあるふれあいの杜公園だっけ、あそこはどこにこれ出てますか。

行財政改革推進室長 ふれあいの杜の公園につきましては、この中には今回の見直しには入ってございません。というのは、ふれあいの杜の公園も含めまして、ほかの体育施設も含めて、そちらは一括して別に見直しをしたいという担当課からの申し出がありましたので、そのために今回こちらには含まれていないということでございます。

委員長 よろしいですか。

副委員長 ということは、後で見直しをするということですか。

行財政改革推進室長 ちょっと時期のほうはいつかというのはわかりませんが、とりあえずそこについては今後見直しをしていくということで回答をいただいております。

委員長 質疑がなければ質疑を終結いたします。よろしいですか。

副委員長 さっきの現行のままでもとりあえずはやっていくわけですね。

行財政改革推進室長 ふれあいの杜につきましては見直しをしませんので、現行の料金がそのまま継続されることとなります。

委員長 よろしいですか。

ほかになれば質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 60 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 60 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

入れかえをお願いいたします。

休憩 (午後 0 時 09 分)

再開 (午後 1 時 00 分)

委員長 それでは、再開いたします。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

行財政改革推進室所管部分の説明を願います。

行財政改革推進室長 それでは、歳入歳出決算書の 70 ページと 71 ページを、また常任委員会の資料の決算主要施策調書の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

款項目、支出済額の順に説明をさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、支出済額 3 億 77 万 9,603 円です。

次のページ、72 ページ、73 ページをお開きください。

行財政改革推進室所管は備考欄の丸印の上から 3 番目、行財政改革推進事業 18 万 7,300 円、こちらは行財政改革懇談会委員の報償費になってございます。その下、行政評価システム推進事業 60 万 8,335 円、こちらは外部評価と市民アンケートに要する経費になってございます。

飛びまして 104 ページと 105 ページをごらんください。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費、支出済額 1,070 万 1,904 円です。備考欄の丸印、下から 2 番目、職員人件費 1,013 万 9,443 円は、監査委員事務局の職員の人件費になってございます。その下、監査委員設置事業 56 万 2,461 円は、監査委員への報酬が主な経費となっております。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1 時 02 分)

再開 (午後 1 時 03 分)

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席いたしました。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管部分の説明を願います。

秘書広聴課長 秘書広聴課長の会沢でございます。ほか 5 名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明のほうをさせていただきます。

それでは、決算書の 64 ページ、65 ページのほうをお開き願います。よろしいでしょうか。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目秘書広報広聴費でございます。支出済額 4,210 万 1,656 円でございます。不用額 469 万 4,344 円でございます。こちらの不用額の主なものとしましては、4 節の共済費 30 万 6,186 円、7 節の賃金 96 万 9,760 円でございます。こちらは臨時職員が退職したことによるものでございます。続きまして、8 節の報償費 38 万 1,000 円でございます。こちらはふるさと大使の謝礼、表彰事業の審査員謝礼の残によるものでございます。

続きまして、11 節の需用費 186 万 5,615 円でございます。このうち 155 万 3,601 円が広報事業の印刷製本費となっております。

続きまして、12 節の役務費 39 万 7,137 円、このうち 29 万 2,392 円が情報発信力強化事業の広告料の残となっております。また、9 節旅費、10 節交際費、14 節の使用料及び賃借料につきましては、おおむね 20 万円前後の不用額となっております、こちらは例年並みの残額と不用額ということになってございます。

秘書広聴課の事業でございますが、決算書の次のページ、67 ページの下段のほうになるんですけども、いじめ再調査委員会の設置事業までが秘書広聴課の事業でございます。主要決算施策調書につきましては 3 ページから 6 ページとなっております。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩（午後 1 時 05 分）

再開（午後 1 時 06 分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席をいたしました。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分の説明を願います。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。ほか 4 名が出席しております。よろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、歳入歳出決算書の 70 ページ、71 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費でございます。右のページの支出済額が決算額で、3 億 77 万 9,603 円でございますが、このうち次のページの中ほどに記載の行政改革推進事業と行政評価システム推進事業を除いた事業が政策企画課の所管でございます。それでは、73 ページでございます。

上のほうの丸、業務系システム管理事業決算額 8,798 万 100 円でございますが、住民の情報管理や窓口サービスを行う業務系システムの維持管理経費でございます。この業務系システムにつきましてアプリケーション保守やシステム改修など運用に係る経費の確定によりまして、委託費が 116 万 2,000 円余の不用となっております。

次に、下のほうの丸、情報系システム管理事業 1 億 1,495 万 1,586 円でございますが、庁内や各施設間のコンピューターネットワークや内部事務を行うための情報系システムの維持管理経費でございます。複写機の使用料、いわゆるコピー代の確定によりまして、使用料及び賃借料が 133 万 9,000 円余の不用となっております。

75 ページをお開き願います。

上から 2 番目の丸、コミュニティバス運行事業 1,272 万 286 円でございますが、コミュニティバス、いわゆるひまわりバスの運行に係る運行補償料等の経費でございます。

2 つ下の丸、デマンド交通運行事業 1,908 万 1,785 円でございますが、ひまわりタクシーの運行に係る運行補償料等の経費でございます。

77 ページをお開き願います。

上から 2 番目の丸、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業 2,090 万円でご

ざいますが、子育て世帯が住宅を新築した際の助成でございます。

その下の丸、いい那珂暮らし促進事業 1,045 万 5,554 円でございますが、移住定住相談窓口の設置や移住体験ツアーの実施、新規事業としまして、移住を検討している方が那珂市での暮らしを体験できるお試し居住等の経費でございます。お試し居住につきまして借り受けた住宅が新しく修繕等が必要ななかったため修繕料が 54 万円の不用、お話し居住の利用状況により、クリーニング等の費用が少なく済んだため、委託料が 68 万 4,000 円余の不用など、その他も含めましてお話し居住で 152 万円余の不用となっております。また、結婚に伴う住宅賃借費等の一部を助成する結婚新生活支援事業につきまして、申請件数が少なかったため、負担金補助及び交付金が 98 万 7,000 円余の不用となっております。

79 ページをお開き願います。

一番上の丸、ライフデザイン形成支援事業 216 万円でございますが、こちら新規事業でございます、市内中学校でのライフデザイン講座の開催に要する経費でございます。

少し飛びまして、102 ページ、103 ページをお開き願います。

2 款総務費、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費でございます。決算額は 718 万 778 円でございます、職員人件費や統計調査に係る事務費等でございます。

次に、下のほうの 2 目各種統計調査費でございます。決算額は 298 万 2,380 円でございます、学校基本調査を初め、次のページにかけて記載の各種統計調査に係る経費でございます。

また飛びまして、154 ページ、155 ページをお開き願います。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費でございます。決算額 4,373 万 3,455 円のうち、政策企画課所管は真ん中あたりの丸の企業立地促進事業 31 万 7,677 円でございます、県の工業団地企業立地推進協議会の負担金等の経費でございます。

政策企画課所管分の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 75 ページのコミュニティバス運行事業、調書のほうにも見ますと載ってますけれども、1 日コースで 12 便ですね、運行されているのは。乗車数が年間、昨年が 1 万 1,600 ということで、1 日平均が 47.5 人というような状況が掲載されておりますけれども、1 便当たりになると 4 人ですよ、これね。平均するとね。そういう中でこの事業に対しての予算が 1,272 万ということなんですけれども、そうすると 1 台の運行費というのは幾らになりますか。そうするとこれね。12 便。

政策企画課長 こちらは車自体は 2 台で回しております、さらに予備が 1 台ありまして、3 台で回しているような形になりますので、ちょっと単純に言うとそれを 3 で割るような

イメージなのかもしれませんが。

助川委員 それで一応平均4人ぐらいの利用者なんだけれども、これはそうすると当然乗車に関して1乗車当たり100円、1日フリー券が200円、回数券が100円ごと11枚つづりということのようですけれども、運行収入が85万2,800円というのが利用者からの集金された金額ということですよ。ちょっと事業内容の22という番号が振ってありますところの説明をいただけますか。施策調書のほう。

政策企画課長 こちらは補償料補填及び賠償金のところでよろしいでしょうか。こちら運行経費としては1,300万円ほど予算を計上しておりますが、先ほど委員が申し上げましたとおり、運行収入としまして、いわゆる運賃収入が85万2,800円ほどございますので、それを差し引いた額を市のほうからは業者のほうにお支払いをしているという形でございます。

助川委員 市の負担額が1,258万余りということですよ。これ平成30年度の利用者数は載っていますけれども、過去どうなんですか、5年ぐらいの状況の傾向は、利用者の。

政策企画課長 バスにつきましては、平成25年度にこの2コース、12便という形になりました。平成25年度の利用者につきましては1万2,438人ということでございます。平成26年度は1万1,855人、平成27年度は1万2,416人、平成28年度は1万401人で、平成29年度が9,396人という形で減りましたが、平成30年度につきましては1万1,600人ということでございます。平成25年度に1万2,438人でございますので、全体から見ますと減少傾向という形でございます。

助川委員 コミュニティバスの運行事業に関しましては、方向性として市の方向は今後老朽化等も含めてどういう方向にしようということは決定されているんですか。

政策企画課長 ひまわりバスにつきましては、車両の老朽化や走行距離数の増加、また収支比率の低さなど、さまざまな課題を抱えておりますので、運行面及び財政面からしましても現在の水準を維持したままで運行を継続していくということは一定の限界があるというふうに考えております。そういった状況もございますので、利用者の意見やアンケートなんかもとっておるんですけれども、その結果の検証なんかも行いながら、地域公共交通会議での協議を踏まえ、さらに利便性が高まりましたひまわりタクシーのほうに統廃合を視野に入れて、今後方向性について市としての方針を年内に決めていきたいというふうに考えております。

助川委員 デマンド交通のほうと統合して今後市民の利便性を考えていくということを考えておられるということですか。

政策企画課長 その方向で考えております。

助川委員 デマンド交通に関しては1,900万の事業費が組まれていて、これは平成31年3月現在で登録者数は2,590人ですから、平成30年度の年度切りかえの前の時点で2,590人が登録されているということですね。

政策企画課長 資料にも記載のとおり、平成 31 年 3 月末時点の登録者数が 2,590 人ということでございます。

助川委員 そうすると、平成 30 年度実績者の数字が 1 万 5,062 人、1 日平均 61.7 人ということとは台数というか、運行回数にすると何回ぐらいの方の台数なんですか、これは。

政策企画課長 1 日 8 便、平成 30 年度当時は 4 台走っておいりましたので、1 日 32 便走っていたということでございます。

助川委員 そうすると、平均すると 1 台当たり 2 人ぐらいの利用者ということになるのかな。32 便ということとは。

政策企画課長 はい、おっしゃるとおり約 2 名程度でございます。

助川委員 登録者数に関しては今後平成 31 年度からは那珂市から水戸市への域外運行も始められているようですから、登録者数はふえているんでしょうね、当然ね。

政策企画課長 平成 25 年度当初は 1,461 人の登録がございました。それで、4 月以降も当然登録者数がふえておまして……

政策企画課長 お答えいたします。

4 月以降につきましては、4 月から 7 月の実績でして、157 名ふえております。

以上です。

助川委員 そうすると、2,747 人ということですね。157 人プラスでしょうから、3 月現在の。

政策企画課長 157 人を足しますと 2,747 人ということでございます。

委員長 助川委員、それ簡潔に。

助川委員 これどうなんだろう、登録されている方で回数の多い方とか、少ない方とかあるでしょうから、平均した利用回数ではない状況でしょう、これはね、当然。その人それぞれの利用の仕方があるでしょうから。

政策企画課長 1 人が何回使っているとか、多い人、少ない人というのはあると思うんですけども、そこら辺はちょっと把握はしていないんですが、ただリピーターの方が多いということ自体は間違いないと思います。

助川委員 方向性として、コミュニティバスからデマンド交通のほうに移行するということになりますと、当然便数も増やさなければならぬようなことも考えられると思いますけれども、あわせて行政サービスが低下したというような感じを持たれないような方向で今後検討されながら事業を進めていただければというふうに感じております。

以上です。

君嶋委員 一応関連ですけれども、今のこの調書 10 ページと 11 ページ、コミュニティバス運行事業での市の負担が約 1,258 万、デマンド交通で 1,870 万、合計で大体約 3,100 万以上の負担しているわけですね。ですから、先ほど答弁にもありましたように、もうこれからコミュニティバスの運行状況をいろいろ調査して、やはり乗る方も少なくなってきた、経費もかかってきたとなれば、やはり一本化して、先ほど助川委員からもお話

がありましたように、その約 3,000 万の負担から台数をちょっとふやしながらして、もっと住民へのサービス、お年寄りのサービスなどができればいいと思うんで、その辺をよくちょっと考えていただければと思うんで。

政策企画課長 こちら平成 30 年度の内容になっておりますけれども、平成 31 年度からは土曜日の運行と、ご存じだと思いますけれども、あと水戸市への乗り入れ、さらには台数、便数を 1 日 8 便のところを 10 便にふやしまして、12 時台と 17 時台をふやす形で対応しております。また、さらに運行台数につきましても、4 台から 6 台にふやす形で、実際もう今年度から実施をしておりますので、あとは来年度以降につきましては、バスがもし廃止ということで統合になった場合に、タクシーのほうの利用者数の状況を見ながらふやしていくのかどうかというのを検討していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、常任委員会協議報告案件であります。

那珂市自転車活用推進計画策定方針についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 それでは、引き続き政策企画課でございます。よろしく願いいたします。

常任委員会資料の 1 ページをお開き願います。

那珂市自転車活用推進計画策定方針についてでございます。

1 の策定の趣旨でございます。

近年、環境や健康意識の高まりとともに、自転車利用者は年々増加傾向にあり、加えて、自転車を活用して、地域をめぐり、地域のさまざまな資源と結びつけ、その魅力を体験するサイクルツーリズムを通じた地域創生の取り組みも活発化してきております。

このような中、平成 29 年 5 月に自転車活用推進法が施行され、平成 30 年 6 月には国の自転車活用推進計画が策定されたところでございます。さらに県では平成 31 年 3 月にいばらき自転車活用推進計画を、同年 2 月にはいばらきサイクルツーリズム構想を策定し、那珂市を含む県北地域におきましては、広域のサイクリングを対象としたモデルルートとして、奥久慈里山ヒルクライムルートの整備を予定するなど、自転車活用の動きが急速に高まっております。

本市におきましては、こうした流れを的確に捉え、自転車活用の有用性などを広く市民に浸透しつつ、安全で快適な自転車利用の環境整備を進め、サイクルツーリズムの推進による交流人口の増加や地域の活性化を図るため、那珂市自転車活用推進計画を策定するものでございます。

2 の策定方針でございます。

本計画は、国・県の自転車活用推進計画を初め、第 2 次那珂市総合計画や那珂ビジョン

など、関連計画等との整合を図るとともに、周辺市町村との広域連携も視野に入れながら、本市における自転車活用による地域活性化等に向けた取り組みを総合的、計画的に推進するための計画として策定するものでございます。

本計画の推進期間は、自転車利用の環境整備に要する期間等も踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5カ年とし、4つの目標を掲げ、推進していくことといたします。

施策目標1、サイクルツーリズムの推進による地域の活性化。

2、自転車交通の役割拡大に向けた自転車利用の環境整備。

3、自転車事故のない安全で安心な社会の実現。

4、自転車を活用した健康づくりの推進でございます。

この4つの施策目標につきましては、基本的に県の自転車活用推進計画の施策目標と合わせる形としております。この施策目標の中で、具体的にどのような事業を実施していくかにつきましては、この後説明するプロジェクトチームや推進協議会において検討をしていくということでございます。

2ページをお開き願います。

3の策定体制でございます。

(1) プロジェクトチームでございますが、庁内におきまして事業関係課のほか、実際に自転車に乗っている職員がおりますので、そのような方にメンバーになってもらいますとともに、外部からもアドバイザーをお願いいたしまして、企画立案に関する協議を行い、素案の作成を進めてまいります。

(2) 那珂市自転車活用推進協議会でございますが、サイクリングコースとして道路の環境整備なども行ってまいりますことから、道路管理者である国・県を初め、警察署、さらには想定される施策に関係する民間企業や各種団体などに委員になっていただき、施策の実効性の担保や合意形成をスムーズに行える協議会を設置しまして、素案の審議を重ね、計画を策定してまいります。

(3) 市議会との関係でございますが、下の策定スケジュールに記載のとおり、今定例会におきまして、計画策定に係る委託料等の補正予算をお願いしますとともに、この場におきまして策定方針を報告させていただいているところでございます。さらに来年3月議会において中間報告、6月議会において素案の提示、9月議会においてでき上がりました計画の報告を予定しておりまして、市議会のご意見をいただきながら策定を進めてまいります。

4の策定スケジュールでございます。記載のとおりでございますが、4回の自転車活用推進協議会を開催しまして、来年7月にパブリックコメントを実施し、9月までに計画を策定していきたいと考えております。

3ページをごらん願います。

これは県の自転車活用推進計画から抜粋したものでございますが、現在、県南地域にお

きましては、つくば霞ヶ浦りんりんロードを核としたサイクルツーリズムが大変盛り上がっているところがございますが、県では全県的にこうした取り組みを広げていきたいと考えておりました。県北地域におきましては、奥久慈里山ヒルクライムルートの整備を予定しており、今後那珂市を含む関係市町村をメンバーとして広域連携の協議会を立ち上げ、県北地域におけるサイクルツーリズムを推進していくこととしております。那珂市としましても、市内に周遊するコースの整備などを進め、県が整備する広域サイクリングルートとうまくリンクをさせることによって、交流人口の増加や地域の活性化を図っていききたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

笹島委員 私もこれ、前から着目していたんですけれども、昔、関東鉄道ってあったんですよ。その跡地かな、小川町をって石岡市あたりかな、通って鉾田市のほうにあれという、今でもそれ整備されて、結構使ってますよね。という、今度は今言っていた奥久慈と、このルートですけれども、那珂市はどのようなルートで入っていくんですか、これは。奥久慈の山と川を魅力的なところとして売っていくのか、那珂市はどの程度。普通大体川の堤防とか何かの跡地とかと整備されてないとなかなか本格的に、今は車で持ってこれますからね、自転車を都心からでも何かでもね。それを呼び込むという、活性化になりますよね。それを那珂市のほうはどのような形を今言っていた奥久慈と結びつけていくのかちょっと想像つかないんですけれども、教えてください。

政策企画課長 まず、県が整備する広域ネットワーク計画道路につきましては、残念ながら那珂市は整備対象には入っていない状況でございます。ですので、那珂市は那珂市の計画をつくった中で、その中で那珂市の中の周遊をするルートなどを考えていくという形になるんですけれども、具体的にやっぱり那珂川や久慈川を初めまして、あと現在整備中のかわまち広場などもございますので、そういったサイクリングロードや拠点になり得る施設が整いつつございますので、また、古徳沼や一の関ため池親水公園、また静峰ふるさと公園や清水洞の上公園などもございますので、そういった地域資源のほか、特産品やグルメなどの立ち寄りスポットというものも多くありますので、そういったものをつないでいく周遊ルートのようなものを考えていきたいというふうに考えております。

また、毎年 11 月にハーフセンチュリー茨城というものが開催されておりました、それは那珂市の総合公園の発着としてやっているものなんですけれども、その中で周遊コースがございまして、それは静峰ふるさと公園や久慈川や一の関ため池親水公園など通るような周遊コースがあるんですけれども、そういったコースを参考にしながら、那珂市内のコースというものを検討していきたいというふうに考えております。

笹島委員 結構これ、今の時代、健康志向なんです。そういうことで、やはりここの那珂市

というか、県のモータリゼーションの車社会だから、これから脱車社会というのがじわじわ出てきているわけでしょう。地球温暖化じゃないけれども、CO2削減ということで、できるだけ害を出さないようなという、環境の整備ということで、どんどん広まってくると思うんですよね。今はやりどきなんで、ぜひ進めてください、これは。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩（午後1時35分）

再開（午後1時37分）

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席いたしました。

議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分の説明をお願いします。

市民協働課長 市民協働課課長の玉川でございます。ほか2名が出席しております。よろしくお願いたします。

説明に入らせていただく前に、まことに申しわけございませんが、決算主要施策調書の内容に誤りがございますので、修正のほうをお願いいたします。

28 ページになります。市民活動支援事業でございます。事業内容の19、負担金補助及び交付金の4行目になります。市民提案事業の補助率10分の5を10分の10に訂正願います。

申しわけないんですが、次のページにもございます。29 ページのまちづくり活動参加促進事業でございます。1つ目の丸、神崎地区まちづくり委員会の第5回かんどきまつりの来場者数でございます。300人を450人に訂正願います。

同じく2つ目の丸、額田地区まちづくり委員会のもちの木まつりの来場者数280名を400名に訂正願います。

訂正していただく箇所は以上となります。

なお、市民協働課が所管する事業でございますが、施策調書の27ページから29ページまでが所管となっております。

それでは、決算書の78ページをお開き願います。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費、支出済額2億2,770万1,806円、翌年度繰越額800万円でございます。こちらの繰越額につきましては、ふれあいセンタ

一よしの空調設備の修繕を令和元年度への繰越明許費としたものでございます。不用額でございますが、市民協働課はコミュセンなど所管する施設が多くございます。需用費では光熱水費や修繕料などの残金が不用額となっております。また、工事請負費は額田コミュニティ広場の整備工事及び旧戸多地区交流センターの解体撤去工事の残金となっております。負担金補助及び交付金につきましては、自治活動施設建設費補助等の残金となっております。

続きまして、86 ページをお開き願います。

中段になります。2 款総務費、1 項総務管理費、8 目男女共同参画推進費、支出済額 231 万 8,266 円でございます。不用額の主なものでございますが、推進委員の報酬の残金でございます。

続きまして、次の段になります。2 款総務費、1 項総務管理費、9 目国際市民交流費、支出済額 801 万 721 円でございます。不用額の主なものでございますが、旅費では国際交流推進事業における旅費の残金、負担金補助及び交付金では、国際交流協会補助金の残金でございます。

続きまして、92 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、支出済額 5,264 万 1,898 円でございます。この目で市民協働課が所管いたしますのは、93 ページの一番下の空き家バンク運営事業と 95 ページの一番上のふれあいパーティー開催支援事業の 2 つの事業となります。支出済額でございますが、空き家バンク運営事業が 199 万 2,109 円、ふれあいパーティー開催支援事業が 60 万 9,525 円でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 施策調書で 29 ページの来場者数が 2 つあるよね。この数字ってどういう、ちょっと教えて。

市民協働課長 来場者数が 2 段書きになっていると思います。ちょっとわかりづらくて申しわけありませんでしたが、上の来場者数がまちづくり委員会と市のほうで共催しております協・まちカフェのブースへの来場者数でございます。下は地域で行っているお祭りの全体の来場者数となっております。

副委員長 はい、了解。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、常任委員会協議報告案件であります。

(仮称) 四中学区コミュニティセンターの建設地についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

市民協働課長 常任委員会資料の4ページのほうをお開き願います。

(仮称) 四中学区コミュニティセンター建設地についてご説明をいたします。

1、これまでの経緯でございます。

四中学区コミュニティセンターの建設につきましては、第2次総合計画に整備するものとして位置づけをし、地域住民の意見や要望などを踏まえながら、計画的に整備を進めているところでございます。平成28年には地元菅谷地区の代表者によりまして検討委員会を組織し、建設候補地の選定を中心に検討を重ね、候補地を3カ所に絞り込みをしてございます。今後建設候補地のさらなる絞り込みと建設に関する調査検討をするため、地元の代表者を新たに加え、建設委員会を設置いたしますというところまでは昨年9月11日の当委員会において説明をさせていただいたところでございます。その後、設置いたしました四中学区コミュニティセンター建設委員会におきまして、最終候補地の絞り込みを行い、かわねや東側が第1候補として決定をされております。その決定を受けまして、地権者への事業説明と土地提供についての意向確認、さらに茨城県や市の関係課との協議を進めてきたところでございます。

その協議結果をまとめたものが次の2、建設地についてでございます。

第1候補地にコミュニティセンターが建設できるかどうか、建築基準法上の協議を茨城県の建築指導課と行い、さらに茨城県の用地課とは事業認定の申請方法や考え方などについて協議をしてきたところでございます。

また、雨水の排水処理、道路や建築上の課題等につきましても、市の関係課と協議を重ねてきたところでございます。その結果、第1候補地にコミュセンを建設することにつきましては、茨城県及び市の関係課との協議がおおむねまとまり、さらに地権者の土地提供の意向も確認できましたので、この土地をコミュセンの建設地として決定したことをご報告させていただきます。

3、建設地の概要でございます。

地番は菅谷2951番地2のほか4筆になります。合わせた面積は約9,400平米。地目は水田になります。

4、今後のスケジュールでございます。

令和元年度につきましては、基本設計に着手したいと考えております。その後も記載のとおり計画的に進めていきたいというふうに考えてございます。

資料の5ページをお開き願います。

建設地の平面図になります。ごらんいただきますとおわかりのように、建設地の南側を都市計画道路の計画線が横断しておりますが、道路事業が開始されるまでの間は当面コミュセンの敷地の一部として一体的に利用していきたいということで考えてございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 二、三点ちょっと伺いたんです。これは最終候補地って3カ所ってどこどこどこだったんですか、これは。

市民協働課長 最終候補地3カ所でございますが、1つ目がこのかわねや東側、2つ目が菅谷小学校の東側、バイパスとの間の土地になります。3つ目が東組地内の山林という3カ所でございます。

笹島委員 あと、これ、敷地がコミュニティセンターって1万坪以上なければ云々って前から言われていたと思うんですけども、大丈夫なんですか、1万平米以下なんで。

市民協働課長 当初よりおおむね1万平米ということで土地は探してきました。今回建設地としたところにつきましては、2階建てでも建設が可能ですので、そういったものも今後含めて検討はしていきたいというふうに考えてございます。

笹島委員 そうすると、あの中にはまちづくり委員会も入るとかという、そういう話もしてあるんですか、もう。そのコミュニティセンターの中には。今菅谷の分所でやっているんですけども、定数のものというか。

市民協働課長 建設委員会の中にもまちづくり委員会の代表の方が入っていただいております。いろいろ協議の中で、まちづくり委員会が発足して初めてできるコミセンでもありますので、そういった要望というか、お話もいただいております。できるだけまちづくり委員会の事務ができるスペース的なものは確保したいなどは考えておりますが、今後いろいろ話をしながら進めていきたいと思っております。

笹島委員 非常にここは車も多い、それから人口も多いという密集地帯ですよ。今言っていたかわねやというスーパーマーケットがここらに出たり入ったりしたりということで、この今言っていたバイパスまで抜ける道路を早く確保しないと、どちらも抜け道になって細いんですよ。ここのかわねやと建設予定地と言っている間ね。あとはもっと東側、遊歩道になってしまって、余りインフラと言うんですか、道路整備悪いですよね、ここら辺ね。だから、早くこの今言っていた旧道からバイパスに抜ける。じゃないとかしま台の団地を通っていくような形でしょう、今のところはね。あそこ抜けていくのはね、バイパスの場合。あれを真っすぐ通していくような形にしていけないと、やっぱり今言っていた非常に混むところだから、利用率はいいと思うんで、そこを早く何とか進めていってほしいんですけども、どうですか、それは。

市民協働課長 委員のお話のように、この都市計画道路が通れば、さらにアクセスはよくなると思います。都市計画サイドのほうもいろいろ優先順位を決めながら道路の整備をしていると思いますので、お話のほうはうちのほうからさせていただきます。

笹島委員 それ優先順位は1位ですからね、これね。逆にここに集中するわけで、来る方が困るわけですよね。要するに施設をつくるわけでしょう。施設をつくるイコールそこに人が集中するわけですよ。それで、来て、今度は抜け口もないというんで、周りの今度住宅街を通ったり何かするという、それでもってもスーパーかわねやということが非常にここら辺が物すごく出たり入ったり、信号が短かったりと、非常に渋滞しているようなところなんで、一緒にあわせてやってほしいと思うんですよね。それ遠慮しないで一緒にお願ひいたしますという形でやってくださいよ、それを。

委員長 担当課が違う。あくまでコミュニティセンターの説明ですから、そういうことで。

市民協働課長 お話はお話として、私どもとすれば、まずはコミセンのほうを頑張っつけていきたいというふうに考えてございます。

委員長 よろしいですか。

笹島委員 はい。

委員長 なければ以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩（午後1時52分）

再開（午後1時54分）

委員長 再開いたします。

市民課が出席いたしました。

議案第54号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

市民課長 市民課長の片野です。ほか2名の職員が出席しております。よろしくお願ひいたします。

すみません、着座で失礼いたします。

それでは、議案書の46ページをお開きください。

議案第54号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとす

る。
提案理由といたしましては、住民基本台帳法施行令の一部改正により、氏の変更があった者が住民票に、旧氏の記載を求めることが可能になったことから、住民票に記載された旧氏の印鑑登録や印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の氏名欄に旧氏を記載することができるように本条例の一部を改正するものです。

内容ですが、次の次の48ページの新旧対照表をお開きください。

まず第2条の下線の部分が改正になるんですが、こちらにつきましては文言の整理になっております。

その次の第4条の第3項第4号ですが、氏名の後に括弧で氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該の旧氏の追加及び文言の

整理をしております。

続いて、第 11 条ですが、次のページをお開きください。

第 4 号におきまして、（氏名に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む）またはを追加しております。

続いて第 14 条ですが、やはり第 1 号で氏名の後に氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては、氏名及び当該旧氏の追加及び文言の整理をしております。

次ページにおきまして施行期日を規定しております。

なお、この改正によりまして、住民票に旧氏の記載をされた方は印鑑の登録について、現在の氏または旧氏のどちらかを登録することができるようになります。また、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に現在の氏と旧氏の両方が記載されることとなります。あくまで印鑑登録のほうに旧氏が記載される方は、住民票に旧氏の記載を申し出た方が記載されるような形になります。

なお、この旧氏の記載のされ方ですが、新たに旧氏の欄を設けて記載するようになります。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第 54 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分の説明願います。

市民課長 それでは、決算書の 96 ページをお開き願います。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳事務費、1 目戸籍基本台帳事務費、支出済額 1 億 565 万 238 円でございます。こちらは戸籍住民基本台帳の事務費、個人番号交付事務費等

でございます。決算主要施策調書につきましては 31 ページと 32 ページになっております。

続きまして、98 ページをお開き願います。

2 目一般旅券発給費、支出済額 246 万 9,850 円になります。こちらはパスポート申請の受け付け交付の事務でございます。不用額で主なもの第 19 節ですが、こちらにつきましては、負担金補助及び交付金 121 万 2,278 円でございます。理由といたしましては、個人番号カードの交付枚数が想定より少なかったことから不用となっております。

続きまして、134 ページをお開き願います。

一番下の行になりますが、4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、支出済額 7,952 万 4,491 円。このうち市民課の所管する事業といたしましては、次の 137 ページをお開きください。備考の欄の下から 2 つ目の聖苑管理事業になります。こちらのほう、支出済額 4,673 万 5,310 円でございます。那珂聖苑の指定管理料及び設備修繕料等になります。決算主要施策調書は 33 ページとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 99 ページですか、個人番号カード交付事業って、これマイナンバーカードですよね。それとあと、次の証明書コンビニ交付、これどうですか、普及率は。

市民課長 マイナンバーカードですが、普及率ですね、7 月 31 日現在、市で 6,380 枚の交付、11.6%の交付率となっております。

続きまして、コンビニの住民票及び印鑑登録、こちらのほうの交付枚数ですが、平成 30 年度におきましては、住民票の写しが 296 件、印鑑登録証明書が 390 件となっております。

以上でございます。

笹島委員 これ今言っていたマイナンバーカードも普及率悪いね、やっぱりね。これは何かカードつくったからメリットがあるとかという、そういううたい文句もあるんですか。あともう一つは、コンビニの証明書交付、やっぱり窓口に来ちゃうのかな。

市民課長 まず、マイナンバーカードを発行するメリットですけれども、今のところ使い道が少なくなってきた部分ではあるんですが、ただ、今後健康保険証等をマイナンバーカードに代用ということも国のほうで示されておりますので、今後その用途がふえていくことが予想されますので、利便性がふえていくことが想定されております。

あともう 1 件ですが、住民票の写しとか印鑑登録証明書ですが、窓口、全体の件数の割合からコンビニ件数の割合ですが、住民票については全体の 1.23%がコンビニ交付となっております。印鑑登録証明書につきましては、全体の 2.20%、こちらがコンビニ交付

の率になっております。

以上でございます。

笹島委員 そのあれはまだ認知されてない、知れ渡ってないということかな、始まったばかりということで理解していいのかな。24 時間的にいくわけじゃないんでしょう。9 時 5 時ぐらいでしょう。

市民生活部長 私のほうから。このコンビニ交付のほうはマイナンバーカードの普及があつてこそこのコンビニ交付なんで、マイナンバーカードの今交付率が悪いというお話しされたと思うんですが、それをまずふやしていかなくちゃならないというところがありますんで、現在のところは少ないというところですよ。

笹島委員 はい、わかりました。じゃ、その基本中の基本はないわけだけだよ。そうしたらね。マイナンバーカードを取得してなければ、1 割近くじゃこれの普及しないよね。これコンビニ用なんだって手数料取られるでしょう。向こうのほうに納めなければならぬんじゃないですか。この取得回数とはともかく、年間の契約しているわけでしょう。だから、余り何かロスがあるようなことをしちゃいけないよね。何かやっぱり普及していかなくちゃ、政府が悪いかもしれない。国がね。前、住基ネットで失敗しているからね。また同じようなことのほうにならないと限らないからね。市町村は関係ないと言われればそれでおしまいだけだよ。そういうわけで普及に努めてくださいよ。

委員長 ほかに。

(なし)

委員長 なければこれで質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を 2 時 20 分といたします。ご苦労さまでした。

休憩 (午後 2 時 06 分)

再開 (午後 2 時 19 分)

委員長 再開いたします。

環境課が出席いたしました。

議案第 64 号 大宮地方環境整備組合同規約の変更についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

環境課長 環境課長の関でございます。ほか 2 名が出席しています。よろしく願いいたします。

それでは、議案書の 103 ページをごらんください。

議案第 64 号 大宮地方環境整備組合同規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、大宮地方環境整備組合同規約を別紙のとおり変更することについて常陸大宮市と協議をするため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

提案理由でございます。大宮地方環境整備組合の構成団体である常陸大宮市との協議により、大宮地方環境整備組合同規約を変更し、当該一部事務組合の議員の定数を見直すため提案するものでございます。

104 ページをごらんください。

大宮地方環境整備組合の規約の一部を変更する規約。

大宮地方環境整備組合同規約の一部を次のように変更する。

第5条第1項中、「12人」を「10人」に、「6人」を「5人」に改める。

附則でございます。施行期日、1、この規約は地方自治法 286 条第1項本文の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。

経過措置でございます。2、この規約の施行の際に、現に在職する大宮地方環境整備組合の議員はこの規約による変更後の第5条第1項の規定にかかわらず、その任期が満了するまでの間、引き続き組合の議員として在職するものとする。

105 ページをごらんください。

新旧対照表を添付してございます。この規約の変更につきましては、組合議員の定数を12人から10人に変更します。那珂市と常陸大宮市それぞれの組合議員を6人から5人に改めるものです。今回の規約の変更については、経過措置を設けております。現在、組合議員は6名おりまして、規約の変更後であっても新たな組合議員が選出するまでの間は引き続き組合議員として在職することになります。この規約を変更することについて常陸大宮市と協議をしたいので、この案を提案するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これ何で6人から5人にするんだっけ。ちょっとごめんなさい。

環境課長 こちらは組合議員の定数削減についてということでございますが、平成30年3月に行われました組合議員の全員協議会で組合議員からの提案があったものです。平成31年3月の組合議会の全員協議会で承認されているところでございます。

委員長 よろしいですか。

質疑なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 64 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、一般会計の所管部分について説明を願います。

環境課長 決算主要施策調書では 34 ページから 37 ページまでが環境課の所管となっております。

それでは、決算書の 134 ページをごらんください。

款項目、支出済額の順に読み上げてまいります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 7,952 万 4,491 円、このうち環境課の所管でございますが、137 ページをごらんください。

環境審議会事業、衛生害虫対策事業、狂犬病予防事業、環境保全対策事業、環境活動啓発事業。

続きまして、139 ページをお願いします。

P C B 汚染物対策事業の以上 6 事業で、総額が 1,452 万 7,181 円となっております。

続きまして、138 ページをお願いいたします。同じページですね。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 4 億 8,594 万 5,875 円でございます。

続きまして、140 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目一般廃棄物処理費 1 億 119 万 8,376 円。

続きまして、160 ページをお開き願います。

6 款商工費、1 項商工費、4 目消費者行政推進費 389 万 1,053 円。

以上でございます。よろしくをお願いします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 P C B 汚染物対策事業なんですけれども、平成 28 年度から 4 年間の事業ということで、今年度終わりということなんですけれども、今後新たに P C B の汚染物はないんですか、今後は。

環境課長 4 年前に全庁、役所の中で P C B の素材を確認しまして、それに基づきまして 4 年間かけて処分するものです。今後出てくる場合には、各担当のほうで処理処分するという方向になってございます。

助川委員 そうすると、今後出たものに関しては各担当で処分するという、出る可能性はあるんですか、これ。

環境課長 高濃度については既に確認しておりまして、昨年とことしについても中の情報を共有するパソコンがありますので、そちらで呼びかけて、ありませんかということで確認

してございますので、出てくる予定はありません。

助川委員 そうしますと、事業としての年度は今年度で全て終了ということになるわけですね。

環境課長 令和元年度で終了になります。

助川委員 了解しました。

笹島委員 137 ページなんですけれども、一番上から環境審議会事業とか、環境保全対策事業とか、環境活動啓発事業と、同じような文言で何かやっているの、違うのかな。何やっているの、これ。

環境課長 1つずつの事業の内容ということでよろしいですか。

笹島委員 はい。

環境課長 環境審議会事業につきましては、市長の諮問、環境の案件とかあった場合に、諮問して答えをいただくというところがございます。環境対策事業です。環境対策事業は主に公害にかかわるところで、鳥インフルエンザなんかの対応もしているところがございます。あと環境活動啓発事業、こちらについては、地球温暖化の対策というところをメインにして省エネルギーというものを推進していくという事業でございます。

笹島委員 環境保全対策って鳥インフルエンザとか豚コレラとか、まあいいや、そういう感じのでしょう、具体的なあれで。環境審議会事業とか環境活動啓発は同じようなものじゃないの、これ。と思いますけれども。

環境課長 環境審議会事業につきましては、環境基本法第 44 条がございます。その中で環境の保全に関する基本的事項を調査、審議するというのがございますので、市長の諮問に応じて行うという事業になってございます。こちらについては法令で定められているものがございます。環境活動啓発事業については、地球温暖化対策の事業の啓発を行うという事業でございますので、これは事業を別にしてございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかになければ質疑を終結いたします。

続きまして、平成 30 年度那珂市公園墓地事業特別会計決算について、まず、歳入について説明を願います。

環境課長 那珂市公園墓地特別会計でございます。

312 ページをお開きください。

歳入の部でございます。

款項、収入済額の順に読み上げてまいります。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料 799 万 2,017 円、2 項手数料 6,600 円。

2 款管理料、1 項管理料 483 万 1,920 円、収入未済額につきましては 2 万 7,540 円、7 名分の管理料が未納となっております。そのうち先月、平成 30 年度分につきまして 1 名の方に納入いただいております。ほかの 6 名の方につきましては、引き続き納入し

ていただけるように連絡をとってまいりたいと思います。

続きまして、3款繰入金、1項繰入金、金額ゼロでございます。

4款繰越金、1項繰越金 298万5,312円。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 これは2カ所、福ヶ平霊園と富士霊園とありますけれども、それぞれその残区画というのはどのぐらいずつあるんですか、今。

環境課長 福ヶ平霊園で144区画ですね。瓜連富士霊園で110区画です。合計しまして254区画が残となっております。

助川委員 合計して250区画余りになるようですけども、市内の皆さん方に限定した形で販売されているのでしたっけ、今。

環境課長 那珂市に在住ということが条件になってます。

助川委員 今後この霊園を購入するというような、購入というか、利用料なのかな、結局。区画を利用させていただくための金額なんでしょう、これ。登記されるわけじゃないですよ。

環境課長 こちらは使用するためのお金でございます。

助川委員 ちなみに最近墓じまいなんてやられて、そこから抜けていってしまったという方はそれぞれあるんですか、ないんですか。

環境課長 墓じまいということ限定ではないんですけども、まだ更地の段階でお墓をつくらないということで、返還という方がございます。全部で30年度では12件ほど返還がございました。

助川委員 需要って商品じゃないからあれなんだけれども、那珂市民の皆さん方に今度お買い求めいただけるという方、この基数で間に合うというか、あり余ってしまうとかいう、どちらなんですかね、現在の区画数は。

環境課長 年間大体、去年はちょっと多目だったんですけども、十五、六件ぐらいずつ使用したいという方が登録されてございます。反対に年間10件程度は返還という方がございますので、年間10件程度ふえていくということからしますと、あと25年ぐらい、単純計算でございますが、25年ぐらいは今のところ余裕があるというふうな状況です。

助川委員 総数でどのぐらいなんでしたっけ、区画数は。

環境課長 全部で181区画でございます。

助川委員 いや、違う。全体で、福ヶ平霊園、富士霊園総区画数、販売も含めて。販売してないのと販売含めての両方。

環境課長 すみません、1,801区画でございます。申しわけございません。

助川委員 それぞれ何年ずつでこういう数字になったんでしたかね。

環境課長 福ヶ平霊園につきましては、第1期が昭和56年でございます。瓜連富士霊園につきましては平成14年からでございます。そうしますと福ヶ平は30年ぐらいですか。富士霊園については15年ぐらいになるかと思えます。

助川委員 はい、了解。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、歳出について説明をお願いします。

環境課長 314ページをお開き願います。

歳出の部でございます。

款項目、支出済額の順に読み上げてまいります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 342 万 2,415 円。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金 550 万円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、金額ゼロ円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、常任委員会協議報告案件であります。

下江戸地区の大規模太陽光発電についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

環境課長 下江戸地区の大規模太陽光発電についてでございます。

下江戸地区の大規模太陽光発電につきましては、一般企業のアフターフィットエンジニアリングが行う事業でございます。那珂市が行う事業でないため、情報提供という形で報告させていただきます。常任委員会資料としましては、6ページに概要、7ページに経過、8ページ、9ページに図面を添付してございます。

6ページをごらんください。

6月の常任委員会の時点から変更になった部分について説明を申し上げます。

事業面積のところでございますが、67ヘクタールから3ヘクタール減少しまして、64ヘクタールになってございます。減少した理由につきましては、反対者の土地、それと反対者の土地に隣接する道路、こちらを計画の面積から除いたものになります。この事業面積の変更に伴いまして、所在地の筆数が280筆から275筆になります。

資料真ん中あたりでございますが、土地利用のところ、こちらの森林率について、42%から43%に変更になります。

7ページをごらんください。

経過でございます。

令和元年5月18日の住民説明会のところまでは6月の常任委員会で説明しているところでございます。

6月18日、国土利用法による土地売買契約書を那珂市の政策企画課のほうに提出しております。

6月19日、隣地開発許可の申請事前協議書を茨城県のほうに提出してございます。

6月19日、那珂川統合土地改良区の理事会で那珂中部用水への放流についての説明をしてございます。

7月16日、茨城県の水源地域保全条例に基づいた水源地域の土地所有者等の移転の届け出をしております。

7月16日、国土利用法による土地売買契約書の提出、先ほどと同じように那珂市の政策企画課のほうに提出してございます。

7月17日、那珂川統合土地改良区と那珂中部用水への排水について協議を行ったということでございます。

今後の見通しについてでございます。

資料につきましては、7月末現在で業者のほうからヒアリングでつくっていただいているものですので、数日前に業者に確認しました。その確認したところ、茨城県と林地開発の許可の申請事前協議に時間を今のところ要している、時間がかかっているということで、スケジュール予定よりは2カ月ほどおくれて進捗しているような状況でございます。

そうしますと、茨城県の森林法、見通しでは令和元年の10月に森林審査会の見通しをとっておりましたが、12月に開催される審査会になる見込みだそうです。

あと那珂市のほうでは農地法、農地転用が必要になってまいります。4筆ほど農地転用の手続が必要になるそうです。こちらについても隣地開発の事前協議の回答、こちらがあってから進めていくというところでございます。那珂川統合土地改良区につきましては、8月の理事会で承認を得るために説明を実施して内諾を得たということでございます。また、9月13日には理事会で管理費などに関する協定の協議を予定しているところでございます。

8ページをごらんください。

こちらの図面につきましては、6月19日の隣地開発許可の申請事前協議書に提出された事業計画の図面です。土地の交渉とか茨城県との協議が進むにつれまして、事業計画が詳細になってきたところでございます。先ほど説明しました反対者の土地でございます。

すが、図面の色がちょっと塗られてない白抜きみたいになっているところが数カ所ございますが、こちら反対者の土地でございます。こちらにつきましては、事前協議の提出の時点で取得できる見込みがないということで、計画から外されております。また、赤い丸で示した場所については、今交渉している土地、こちらについては相続が済んでない未相続地ということで、こちらについても本申請までに確実に取得できるかということころは不透明であることから、今現在は面積に入っていますが、本申請ではさらに面積が少なくなることもあるようでございます。

次に、雨水排水なんですけど、6月の委員会で説明したものとちょっと調整池の位置が変わってございます。こちらについては反対者の土地のところを外したことによって発電量がちょっと変わってくると。そちらのほうを整理して調整池の位置とか形を計画されたそうです。また、これポンプアップで上げていくということなんですけど、高性能なポンプを活用することで、調整池の数を3つから2つにする方法も検討し、協議されたみたいなんです。それで採用される見込みがあるという情報も受けております。

そのほかに雨水排水なんですけど、図面で言うところの緑の濃いところ、深緑色になっているところは、残地森林です。その周りに、近くにピンクになっている部分については、こちら造成森林になりますので、こちらの部分の雨は調整池には入りません。それ以外の黄色く染まっている部分とか、発電の用地のところの水は全て調整池に入って処分するということころでございます。それ以外に進入するための道路などについては、浸透池を3カ所ほど設けまして、浸透処理をすることとなっております。

9ページの図面につきましては、6月の常任委員会と同じものでございます。この開発につきましては、森林法に基づく林地開発許可でございます。茨城県知事の許可案件になります。現在、アフターフィットは茨城県と林地開発の事前協議の段階でございますので、調整協議中でございます。決定事項ではありません。今後の進捗に合わせて決定していくものと思われまして。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

助川委員 当初の計画から雨水排水に関して変更されたということで、那珂川統合土地改良区の用水に放流するというような計画変更されたということで、那珂川統合土地改良区のほうに6月19日、7月17日、8月何日だかわからないけれども、理事会で承認をされたというような経緯、説明いただきましたけれども、これはどういう説明の内容だったか、やりとりがあったのかわからないけれども、用水を利用される時期、本当に水が欲しい時期に目いっぱい那珂川統合土地改良区のほうで用水を利用していると形の中で、さらにゲリラ豪雨とか何とかというようなことでもって調整池がいっぱいになった時点ではその用水に、それでも用水のほうに放流するというような計画なんだろう、これ

は。あるいはその役割が終わって、水田の時期が終わった時期であっても、からの状況であっても、どこの田んぼ等も利用されてない時期であっても、そういう豪雨があったときに用水のほうに放流するというような役割を那珂川統合土地改良区の用水を利用していただきたいというような話なんでしょうから。

環境課長 こちらの雨水排水につきましては、利用されているときには水路いっぱいになっていると思うんですけれども、雨が降ったときには那珂川統合土地改良区のほうで水をとめるそうです。とめるので、そのところの水を雨水プラス用水ということではなく、そのタイミングでは雨水が流れていくと。実際に用水使うときには那珂川統合土地改良区のほうで用水を流していくという計画と聞いてございます。

助川委員 それはわかるんだけど、那珂川統合土地改良区のほうでは電気料を初め、経費削減ということで、雷がころっと一発鳴ると、もう電気をとめるというような形で今まで運用されていたようなんですけれども、その時間差ですね、豪雨があって、ある前の時点から利用の時期においては、雨が降る前からとめてしまうというわけにいかないでしょうから、予報を感じ取って、雨が降り始まったようなときにはとめるというような形でしょうし、その時間差が関係なく、うまく調整池にたまったのは放流できるような状況になっていればいいんだけど、その時間がずれて、まだとめてないのにもかかわらず放流しなくちゃならないというような場合も想定しなくちゃならないと思うんだけど、あと加えて、先ほど言いましたように、利用されない時期でも想定外の降雨になった場合には、その利用を排水のほうに流さなくちゃならないということになった場合に、その水田地帯に影響が大丈夫なのかどうというような、そういったお話等までされた上での了承をいただいたということなんですか。その内容は聞いてないですか。

環境課長 私どもで聞いていますのは、雨が降り始めて、那珂川統合土地改良区で水をとめる。その水がはける間に調整池がたまっていく。水路の水位が下がったタイミングで少しずつ自然流下で放流されていくのかなというふうに聞いてございます。

あと実際に使わない時期についてはからになっている状況ですので、大雨が降ったとき、調整池がたまったらば、自然にそちらのほうに放流していくことだと聞いてございます。

助川委員 後者のほう、私は甘いと思うんだよね。それでなくても那珂中部土地改良区のほうには流末の対応がきちんとできてない線路があるんですよ。途中、私もかかわってお願いした経緯があるんだけど、下流から上流のほうまで変則的に持って行って流し込んでいるところなんかもあるんですよ。だから、そういう対応をして、要らないときに流末の処理がきちんとなっていないで大丈夫なのかというように感じさせてもらったんだけど、その辺のところまで含めて役員さん方にご了承をいただいたかどうか。内容の詳細はやりとりをお伺いしないとわからないですけどもね。その辺のところは不安なく理事会では承認されたということなんですかね。

環境課長 内諾を得たということだけは聞いてございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩（午後 2 時 53 分）

再開（午後 2 時 55 分）

委員長 再開いたします。

防災課が出席しました。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分の説明願います。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか 3 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

決算書の 88 ページをお開きお願いいたします。また、決算主要施策調書常任委員会説明会資料の 39 ページから 43 ページが防災課の所管となっております。

それでは、決算書の 88 ページから款項目、支出済額の順にご説明させていただきます。

88 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、10 目交通安全対策費、支出済額 478 万 8,990 円でございます。不用額で主なものは、イベント委託料の差金と各種イベントグッズ購入での需用費の残によるものでございます。

同じく 88 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、11 目原子力対策費、支出済額 290 万 6,314 円です。不用額で主なものは、備品購入費、原子力広報車購入の入札差金によるものです。

続きまして、92 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、支出済額 5,264 万 1,898 円になります。この目での防災課が所管するのは 93 ページ中段の防犯事業のみでございます。

続きまして、106 ページをお開きください。

上段になります。2 款総務費、7 項災害復旧費、1 目過年度災害復旧費、支出済額 388 万 9,098 円でございます。不用額で主なものは、東日本大震災により福島県から避難している方の応急仮設住宅の借り上げ料の残になります。

続きまして、181 ページをお開きください。

一番下の下段になります。8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費、支出済額 3 億 1,530 万 3,006 円でございます。翌年度繰越額、継続費、通次繰越といたしまして 1 億 8,060 万 9,800 円でございます。この通次繰越は 185 ページの上から 3 番目、防災設備整備事業になります。不用額で主なものは、同 185 ページの 2 段目の避難所整備事業の整備購入費の入札差金と 183 ページ中段の防災無線管理事業の需用費の修繕費の残となっております。また、一番下のところの 183 ページの非常食食料等備蓄事業の入札差金に

なっております。

以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 185 ページで、防災訓練実施事業ということで載ってますけれども、この防災訓練ってまとめて大きくやる事業と個人的に地域でやる事業とあると思うんですけども、これはあれでしたっけ。

防災課長 これは総合防災訓練の費用ではございません。

君嶋委員 これ何の事業。

防災課長 職員の参集訓練の費用になっております。

君嶋委員 了解しました。

委員長 ほかに。

副委員長 防犯事業で、LED化完了が今約 50.9%かな。これ全部 100%になるにはいつごろを目標としてやっているのかしらね。

防災G長 お答えいたします。

LED化の完了の目安としましては令和4年度をめどに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩（午後3時00分）

再開（午後3時01分）

委員長 再開いたします。

会計課が出席いたしました。

議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

所管の部分の説明を願います。

会計課長 会計課の清水でございます。ほか1名が出席しております。よろしく願いします。

歳入歳出決算書の68ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、支出済額 350万3,966円。会計事務を行うための費用でございます。

以上でございます。よろしく願いします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩(午後3時03分)

再開(午後3時06分)

委員長 それでは、再開いたします。

これより議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての討論及び採決を行います。

まず、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の皆さんは、退席ください。大変ご苦労さまでした。

休憩(午後3時07分)

再開(午後3時08分)

委員長 再開いたします。

その他の案件となります。

初めに、茨城県市議会議長会令和元年度第1回議員研修会の参加につきまして協議を行いたいと思います。

なお、この研修については、11月18、19日の1泊2日の研修となっております。今回は水戸市のホテル・テラス・ザ・ガーデンで開催予定となっております。2日目については、那珂核融合研究所を視察する予定となっております。

では、研修会への参加を希望される方はおられますか。いかがでしょう。

那珂市が担当ということで、議長が委員会のあれになっていますので、議長を外して誰か1名ということですので、どうぞよろしく願いいたします。御希望の方ございませんか。

(「じゃ、私行きます」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、綿引孝光委員と決定いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、「議員と語ろう会」について。7月27、28日に行いました「議員と語ろう会」につきましては、皆さん大変お疲れさまでした。

本日は、当日の記録をもとに、市民の皆様と語った内容等について、委員各位からご意見や感想等を伺いたいと思っております。

当日の記録についてはお配りしてありますので、まず記録担当者の君嶋委員、勝村副委員長よりお手数でもご説明のほどよろしくお願いたします。

君嶋委員 では、私のほうから7月27日に行われました「議員と語ろう会」について雑駁ですけれども、メモした内容を説明させていただきます。

まず初めに、Aグループということで、地区名と名前を記載させていただきました。その中に①防災無線についてということで、これについては一斉清掃の日を防災無線に流してもらいたいと。五台地区は自治会に加入していなくても、それについての伝え方、防災無線の扱い方などの要望を兼ねた意見でしたので、ここに記入させていただきました。

次の本米崎公民館、虹のポケットでの避難訓練をするときにということなんですけれども、本米崎公民館については、駐車場が狭くて実施するのも若干狭いという意見が出て、虹のポケットについては、建物状態もしっかりしているために、その方の意見としては原子力関係の避難としてもそこを使ってはどうかという話が出ておりました。ただ、虹のポケットについての管理、これについては鍵を誰が持っているかもまだ、これを多分虹のポケットが管理していると思いますので、その点について執行部との協議をしていただければという話でした。

2枚目については、ブロック塀、これ震災後、ブロック塀のチェックなどは行ってますかという質問がありましたけれども、これについてはもう既に教育委員会が担当してチェックをしていますという答弁をさせていただいて、あと子ども110番の看板、希望者のところにはついていると思うんですけれども、昼間いない家に看板が置いてあるということで、これについては改善をしていただければというような話でした。

続いての環境問題、ごみ問題ということで、ごみ収集場所を確認している職員はいるのかとか、定期的にそこをチェックしているのかとかと、そういう意見が出されました。あとごみステーションの設置によっても、これを設置することによってコミュニティを深めることができるのか、ごみ問題についてはやはり班長が、高齢者がいるところは75歳の方は班長をやめる。これについては自治会の中での話になってくると思います。

あとはやはり原子力関係の避難については、もう無理だよという諦めをしている方もいるということと、あと震災後の塀と屋根の瓦が落ちそうな家があるということで、これについてはどうしたらよろしいかという話が出ておりました。

あとは自然災害がふえてきているということで、マニュアル等の作成、学校の避難所については、高齢者が洋式のトイレを使いなれているため、和式ではなかなか使えないということで、避難所についてのトイレの改修を要望しているということですが、もう既にこれから小学校についてのトイレの改修は入るような話を伺ってますというこ

とで話が出てました。

あと防災訓練、毎年実施してはどうかということ、ことしは実施しないのかということと、防災訓練にかかる費用は幾らぐらいかかっているんだということで聞かれましたので、これも確認をするということでの答弁となっております。

あとは自治会加入についてですけれども、やはりどうしても少ないということで、加入者に対しては集合住宅の経営者、また住宅メーカーなどの協力を集めて、説明会などで自治会加入を進める方法をしてはどうかという話なども出てました。

あとは防犯パトロールについては各自治会、副自治会長あたりが中心になって行っているという話ですけれども、最後のBグループ、これについては環境問題ということで、1件が東木倉地区でのほかで処理をされてないごみを燃やしているということですのでけれども、これは環境課でこちらなのか、産業建設常任委員会、こちらでいいですか。じゃ、こちらの総務生活常任委員会の中で対応というか、確認をしますということ。側溝の清掃については土木関係だと思いますけれども、側溝に土がたまって、水の流れが悪いという方がおりましたけれども、何かその方はすぐ対応してくれたということで返事をいただいております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、勝村副委員長。

副委員長 それでは、私のほうから、7月28日ですね。防災無線でも情報を発信しているが、エリアメールでも発信してはどうかということですね。それとエリアメールの登録を下さいよというPRが不足しているのではないかという意見がありました。

それと、高齢者の免許返納時の助成金は1年間で使わないとだめなんです、あれね。使い切るまでというようなことにして、長くやってほしいという要望です。

それと、原子力災害の避難計画は実効性があるのかということですね。全然これでは実効性がないだろうと。東海原発廃炉にすべきだという声、それと自主防災組織の運営のフォローをもっとしてほしいということです。これは要望でしたけれども……

(「執行部のほう……」と呼ぶ声あり)

副委員長 そうそう。執行部に対してね。今助成金上限3万円でやっていますので、そういったことも話はしておきました。ただ、もっと欲しいよというような話でしたね。自治会をやめたい。今現在入っているけれども、やめたいという人が多いと。どうしたらやめないようにするのかという。自治会へ加入してくれというのもそうだし、やめたいという人に対して、やめないようにどうすればいいのかという、これを執行部のほうに何とか相談したいと。その次、自主防災組織の運営費補助をもっと欲しいというのは同じですね。

それと、調整池等の整備、泥上げ、例えばその宮の池とか、ああいったところをもっ

と整備をしてほしいということです。

防災マップが欲しいという部分ですが、防災マップは市役所のほうにありますのでね。

それと、コミュニティスペース、地区の公民館とかそういったものがあるけれども、そのほか小さい集まり場所、集まれるようなところ、そこが欲しいということです。また若い人が集まれる、そういった場所が欲しいと。もう一つは、SNS等を活用して発信力を高めてほしいということです。

以上、こういうことがありました。

委員長 ありがとうございます。

今説明が終わりましたので、また皆さんからご意見等がありましたらお願いしたいと思います。今出た意見の中でいろいろと感じたもの、また委員会として少し執行部をお願いすることもあると思いますので、こういう意見の中からダブっているものも、みんなにも興味持っているということもありますので、それについて皆さんのご意見をいただきながらまとめたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

副委員長 まず、防災無線なんだよね。これは本当に運用、これは防災だけでしか使えないということでしょうけれども、逆に言えば……

委員長 活用の仕方が制限あるということなんですよ。

副委員長 そうそう。だってあれいったら、何月何日選挙ですよと、あれも本来はできないわけでしょう。本来は。

委員長 そうだよ。

副委員長 だから、防災無線といっても、もっといろんなことで活用したほうがいいと思う。

これは執行部のほうに言うておいたほうがいいんじゃないかな。

委員長 俺、これいいことだと思っているんだ。

(「運用の規定がある」と呼ぶ声あり)

副委員長 いや、運用規定どおりにはやってないよ。

委員長 暫時休憩します。

休憩(午後3時20分)

再開(午後3時25分)

委員長 再開いたします。

いろいろ見てますと、今現在執行部としてもトイレとかの改修工事とか、いろいろ進めようとしているのとか、さっきの局長から出ました虹のポケットのほうは鍵は抜けているんじゃないとか、いろいろありますけれども、一応皆さんから出た声をまとめて報告するようにしたいと思います。それで……

(「ダブリがある……」と呼ぶ声あり)

委員長 そうですね。

それで、あともう一つ、防災無線とか、あと防災訓練。これはいろいろ2日間にわたっ

て出ていましたので、こういうのをやっぱり取り上げたいなと思ってます。

そのほか何かありましたらばご意見等。

(「執行部で対応している部分に関してはそれなりの」と呼ぶ声あり)

委員長 報告して。けども、実際は対応しているという形で報告ということでいいかなと思うんですけどもね。

そのほかなければ……

いろいろな皆さん、意見出ました。そういうことを踏まえて報告させていただきたいと思います。

本当にきょうは長時間にわたって大変ご苦労さまでした。

以上で総務生活委員会を閉会とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

閉会 (午後 3 時 33 分)

令和元年 11 月 27 日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 萩谷 俊行